

産業廃棄物排出事業者のためのFAQ（建設廃棄物を除く）

産業廃棄物の処理にお悩みの排出事業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について規定している廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）は、環境関連の法令の中でもとりわけ難解であると言われており、コンプライアンス（法令遵守）に前向きな排出事業者の皆様から、廃棄物処理法の解釈について大阪府に日々ご質問やご相談が寄せられています。

しかし、累次の法改正を経て廃棄物処理法の規定がますます複雑になったため、事業者の皆様へのご説明が長時間に及ぶこともあり、大変なご負担をおかけしています。

廃棄物処理法を難解にしている原因の多くは、「誰が排出事業者なのか分からない」「何が法の対象となる廃棄物なのかが分からない」「産業廃棄物と一般廃棄物の区分が実態に合わない」「産業廃棄物の指定業種が分かりにくい」「産業廃棄物の種類分類がむずかしい」といったことにあります。また、産業廃棄物の処理委託やマニフェスト制度、処理基準など実際の処理の場面で解釈に悩まれることも多く、医療廃棄物やPCB廃棄物に関するご質問も多く寄せられています。そこで、それらの疑問ごとに整理してFAQとしてとりまとめました。事業者の皆様の理解を深める一助になれば幸いです。このFAQをお読みいただくと、法の解釈運用に課題の解決を求めるのではなく、法令改正が必要とされていることも多いことがお分かりいただけたと思います。

廃棄物処理法の解釈については、国の判断に委ねるのではなく、地方公共団体が持つ法令の自主解釈権に基づき都道府県・政令市が地域の実情を踏まえた自主的・自律的な法解釈に基づいて廃棄物処理法を運用することが求められています。（平成12年4月に機関委任事務が廃止されたことにより、産業廃棄物の規制事務は、それまでの「国の事務」から「地方公共団体の事務」に変わりました。）

勿論、その解釈にあたっては、廃棄物処理法の趣旨目的に合致したものであることはもとより、法令上の規定や施行通知に照らして合理的に説明できるものであり、かつ、府民・事業者の目線からみて社会通念上受け容れられるものであることが必要です。

このFAQは、そういった観点から排出事業者の皆様の様々な疑問に対する大阪府の考えをとりまとめたものです。なお、このFAQは大阪府の判断を示したものですので、大阪府の所管区域以外の事業者の皆様にあっては、所管の行政にご確認いただくようお願いします。また、今後、新たなQAの追加や、事情の変化を踏まえた解釈の変更があった場合は、適宜、このFAQを追加修正するとともに、その内容を明らかにしていくこととしております。

目 次

産業廃棄物の処理にお悩みの排出事業者の皆様へ

排出事業者は誰か？

下取り行為

- Q 1 使用済み製品をユーザーから下取りする販売事業者は排出事業者になるか？
- Q 2 販売事業者が下取りした使用済み製品をさらに下取りする製造事業者は排出事業者になるか？
- Q 3 販売事業者はユーザーから下取りした使用済み製品の運搬を他者に委託することができるか？
- Q 4 使用済み製品について、下取りの条件を満たさない場合でも、製品の販売という事業活動に伴う産業廃棄物として販売事業者は排出事業者になるか？

メンテナンス廃棄物

- Q 5 設備やビルのメンテナンスに伴い発生する産業廃棄物は誰が排出事業者になるか？

梱包材

- Q 6 梱包材やパレットは誰が排出事業者になるか？
- Q 7 梱包された製品を開梱してからユーザーに納品する場合、梱包材の排出事業者は、メーカーか運送業者か？

その他

- Q 8 道路清掃に伴う産業廃棄物の排出事業者は、清掃業務を受託した業者か発注した道路管理者か？
- Q 9 スーパーマーケットの駐輪場に放置された自転車は誰が排出事業者になるか？
- Q 10 自動車整備工場においてタイヤ交換により発生した廃タイヤやガソリンスタンドにおいてオイル交換により発生した廃油は誰が排出事業者になるか？
- Q 11 倉庫会社の倉庫で保管している荷物が廃棄物となった場合、排出事業者は、倉庫会社か荷主か？
- Q 12 小売店で売れ残った商品は誰が排出事業者になるか？
- Q 13 自動販売機に備え付けられた回収ボックスで回収された飲料容器は誰が排出事業者になるか？
- Q 14 同一敷地内に複数のグループ企業がある場合、グループ全体として排出事業者になるか？

廃棄物処理法の対象となる廃棄物か？

廃棄物と有価物の区分

- Q 15 廃棄物か有価物かをどのようにして判断すればよいのか？

Q16 輸送費が売却代金を上回る場合は廃棄物になるか？

Q17 有償売却されている被覆電線について燃焼禁止規定（法第 16 条の 2）は適用されるか？

Q18 他人に有償売却できない物であるが自社の生産工程に戻して使用できる場合も廃棄物になるか？

廃棄物と法対象外不要物の区分

Q19 道路側溝の堆積物は産業廃棄物になるか？

Q20 山砂利の採取場において排出される沈砂池の堆積物や脱水ケーキは産業廃棄物になるか？

Q21 砂ろ過装置の砂は産業廃棄物になるか？

宗教的感情の対象

Q22 ペットの死体は廃棄物になるか？

Q23 火葬後の人骨、骨灰は、産業廃棄物になるか？

Q24 古くなった墓を除去した後廃棄する場合は、産業廃棄物になるか？

産業廃棄物と一般廃棄物

産業廃棄物と一般廃棄物の区分

Q25 事業活動に伴って排出される固形状、粉末状、粒状の不要物は産業廃棄物の汚泥か？

Q26 事務所で発生する弁当がらやカップ麺の容器は、一般廃棄物か？

Q27 コンビニエンスストアの店頭回収ボックスで回収された廃棄物は産業廃棄物か？

Q28 輸入した食品で通関手続き後に廃棄される食品は産業廃棄物か？

Q29 動物園やペットショップで発生する動物のふん尿や排水処理汚泥は産業廃棄物か？

Q30 事業系一般廃棄物に該当するものでも市町村による処理が困難な場合は産業廃棄物として処理してよいのか？

産業廃棄物と一般廃棄物の混合物

Q31 天然繊維と合成繊維の混紡のユニフォームが廃棄物となった場合、産業廃棄物又は一般廃棄物のどちらかとみなすことができるか？

Q32 し尿を含むビルピット汚泥は、一般廃棄物と産業廃棄物の混合物か？

産業廃棄物の指定業種

Q33 紙加工品製造業の工場の事務所で発生する紙くずは産業廃棄物か？

Q34 木製品製造業の工場が発生した植木の剪定木くずは産業廃棄物か？

産業廃棄物の種類

Q35 次の産業廃棄物の種類は何か？

(1) 廃バッテリー（鉛蓄電池）

(2) 廃蛍光管

(3) 廃乾電池

(4) 電気メーター一盤（電池内臓）

- (5) オイルエレメント
- (6) 粉末消火剤入り消火器
- (7) 廃活性炭
- (8) 廃サンドブラスト
- (9) 廃塗料、廃インキ
- (10) 廃薬品類、廃試薬
- (11) 廃クーラント（エンジン冷却水）
- (12) 賞味期限切れの飲料品
- (13) 眼鏡レンズの研磨工程で発生する廃棄物
- (14) 石材製造業から排出される石片
- (15) 貝殻
- (16) ペット（猫）の排泄用の砂
- (17) 鉄道線路の砂利
- (18) 鉄道線路の枕木
- (19) 油の付着したウェスや軍手
- (20) 飲食店のグリストラップ汚泥
- (21) 廃トランス
- (22) 引越し時に発生する廃棄物
- (23) 燃え殻、ばいじん等の溶融固化物

産業廃棄物の処理委託

委託基準

- Q36 自社の工場敷地内で他社に運搬を委託する場合、委託基準が適用されるか？
- Q37 廃溶剤の蒸留再生を委託加工費を払って委託し、再生された廃溶剤を再び自社で使用する場合、委託基準が適用されるか？
- Q38 工場廃水のタンクローリーでの運搬を他社に委託し、自社の他工場の廃水処理施設で処理する場合、委託基準が適用されるか？
- Q39 事業者と直接の雇用関係がない者に産業廃棄物の処理を行わせる場合、委託基準が適用されるか？
- Q40 事業者が所属する団体が個々の排出事業者になんて契約することができるか？
- Q41 ビル管理会社がテナントになんて契約することができるか？
- Q42 別法人である子会社の産業廃棄物処理について、親会社が代行して契約することができるか？
- Q43 一つの契約書で複数の排出事業所の契約をすることができるか？
- Q44 工場長、支店長等が契約することができるか？
- Q45 委託契約書を電子化することができるか？
- Q46 「専ら物」の処理を委託するときに委託契約書を作成しなければならないか？

Q47 事務所で発生する不要物はどのように分別して委託処理すればよいのか？

Q48 処理料金の支払いに当たって、収集運搬業者に運搬料金と処分料金を一括して支払うことができるか？

Q49 委託契約書に記載する「運搬の最終目的地」とは何か？

Q50 契約内容に変更が生じた場合、変更契約が必要か？

Q51 区間委託と再委託の違いは何か？

委託にあたっての注意義務

Q52 平成22年法改正で排出事業者の努力義務に処理状況の確認が追加されたが、必ず実地確認を行わないといけないのか？

Q53 処理状況の確認努力義務について、中間処理業者に委託している場合は、中間処理後の産業廃棄物の最終処分場の確認まで必要か？

Q54 平成22年法改正で規定された処理困難通知を受けた排出事業者はどうすればいいのか？

Q55 「適正な対価を負担していないとき」には措置命令の対象となる場合があるが、「適正な対価」とは何か？

マニフェスト制度

マニフェスト制度の運用

Q56 産業廃棄物の処理に使われるマニフェストと選挙のときに使われるマニフェストはどう違うのか？

Q57 排出事業者がマニフェストの交付等の事務を代行してもらえるのはどういう場合か？

Q58 排出事業者が産業廃棄物の引渡し時にマニフェストを交付することが困難な場合にマニフェストの交付事務を代行してもらえるか？

Q59 産業廃棄物の引き渡し時には計量をしておらず、処分業者において計量している場合、マニフェストにはどのように記載すればよいのか？

Q60 収集運搬業者がサービスとしてマニフェストを購入し記載したうえ排出事業者に提供してくれるが問題ないか？

Q61 マニフェストが返送される前に処理料金を支払うことができるか？

Q62 輸送費が売却代金を上回る場合で引渡し側に到着した時点で有価物となる場合、マニフェストの「最終処分を行った場所」はどのように記載するのか？

Q63 複数の飲食店から無償で廃油を回収する収集運搬業者が、再生業者に有償で売却する場合、マニフェストの「最終処分を行った場所」はどのように記載するのか？

Q64 中間処理業者において再生されている場合、マニフェストの「最終処分を行った場所」はどのように記載するのか？

Q65 返送されたマニフェストに虚偽記載があったことが後日判明した。この場合でも排出事業者は措置命令（法第19条の5）の対象になるか？

Q66 複数の中間処理業者を経た後に最終処分される場合でも、マニフェストE票の返送期限（交付の日から 180 日以内）は変わらないか？

Q67 処理業者がマニフェストを紛失したため再交付を求められた。再交付をしてもよいか？

マニフェスト交付等状況報告書

Q68 マニフェスト交付等状況報告書について一つの報告書で複数の排出事業所の報告をすることができるか？

Q69 マニフェスト交付等状況報告書を電子申請したいが、どのようにすればよいか？

Q70 マニフェスト交付等状況報告書について大阪府の様式は何故国が定めた様式と違うのか？

Q71 マニフェスト交付等状況報告書の記載方法等は？

電子マニフェスト

Q72 電子マニフェストを使用したいが処理業者が加入していない場合はどうなるか？

産業廃棄物の処理基準

保管基準

Q73 事業者が自社の産業廃棄物を自ら保管する場合、保管数量の上限基準は適用されるか？

Q74 廃水処理施設に付随する汚泥の脱水ケーキホッパーでの保管には、保管基準が適用されるか？

投棄禁止規定

Q75 自社工場の敷地内で汚泥を野積みする行為は不法投棄になるか？

Q76 排水系統以外から廃液を排水口に投入する行為は不法投棄になるか？

Q77 製品が廃棄物となったものや製造工程で生じる不要物を水で溶かし又は水に懸濁させて自社の排水処理施設に投入する行為は不法投棄になるか？

Q78 ビルメンテナンスで発生する床ワックスの剥離廃液を未処理で下水道や公共用水域に放流する行為は不法投棄になるか？

その他

Q79 焼却設備と熱分解設備の違いは何か？

多量排出事業者制度

Q80 同一敷地内に複数のグループ企業がある場合、グループの代表がグループ全体の多量排出事業者処理計画書等を提出してよいか？

Q81 多量排出事業者制度該当の要件である産業廃棄物発生量について、汚泥については脱水後の量でとらえてよいか？

Q82 自社の他事業場から搬入した産業廃棄物を処理している場合、処理計画書等はどのように記載するのか？

Q83 「再生利用業者への処理委託量」「熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量」はどのように記載するのか？

廃棄物の種類ごとのQ A

医療廃棄物

医療廃棄物の分別

Q84 診療所においては廃棄物をどのように分別して委託処理すればよいのか？

Q85 性状の異なる感染性廃棄物を同一の容器に収納している場合は何色のバイオハザードマークを付けるのか？

感染性廃棄物の判断

Q86 血液の付着したガーゼや包帯等はすべて感染性廃棄物か？

Q87 唾液が多量に付着した手袋やガーゼは感染性廃棄物か？

Q88 検尿コップは感染性廃棄物か？

Q89 ロタウィルス感染症の患者の吐瀉物は感染性廃棄物か？

Q90 結核患者の病床で発生したティシュペーパー等のごみは感染性廃棄物か？

Q91 紙おむつは感染性廃棄物か？

Q92 新型インフルエンザ (A/H1N1) の患者に係る紙おむつは感染性廃棄物か？

Q93 輸液点滴セットから針を切り離せば非感染性廃棄物となるか？

Q94 学校の保健室や会社の医務室で発生した注射針は感染性廃棄物か？

Q95 鍼灸院で発生した使用後の鍼は感染性廃棄物か？

Q96 胞衣汚物や手術等により生じた臓器は感染性廃棄物か？

感染系廃水

Q97 手術室の廃水を消毒せずにそのまま下水道に放流してもよいのか？

Q98 血液透析における透析廃液をそのまま下水道に放流してもよいのか？

在宅医療廃棄物

Q99 在宅医療廃棄物は感染性廃棄物か？

Q100 医療機関や調剤薬局が回収したインスリンの自己注射針は感染性廃棄物か？

その他

Q101 感染性廃棄物を同一医療法人の別の病院に設置したオートクレーブで滅菌して非感染性廃棄物とすることができるか？

Q102 検査室で排出される試薬類や有機溶剤は、感染性廃棄物と合わせて処理できるか？

Q103 廃抗悪性腫瘍剤は特別管理産業廃棄物か？

Q104 水銀血圧計は特別管理産業廃棄物か？

Q105 感染性産業廃棄物の処理委託契約書及びマニフェストには、産業廃棄物の種類を記載する必要があるのか？

Q106 感染性一般廃棄物についても委託契約書やマニフェストは必要か？

Q107 感染性産業廃棄物を生ずる医療機関が置かなければならない特別管理産業廃棄物管理責任者の資格は？

PCB廃棄物

Q108 PCB廃棄物に該当するかどうかをどのようにして判断するか？

Q109 電気設備工事に伴って生じたPCB廃棄物について、電気設備業者が保管事業者となるか？

Q110 現在使用中のPCB使用電気機器を譲渡することができるか？

Q111 PCBが漏洩してPCBが付着したガレキ類が発生したが、PCB廃棄物となる基準はあるのか？

Q112 建築物の改修・解体に際してPCB含有シーリング材の確認と対処はどのようにすればよいのか？

Q113 PCB使用安定器の処理費用軽減のため、安定器からコンデンサを分離してもよいのか？

Q114 トランスの絶縁油を分析して微量PCB汚染廃電気機器であることが判明した場合、PCB廃棄物の保管状況の届出はいつ行えばよいのか？

Q115 PCB廃棄物の保管状況が何も変わらないのに何故毎年届出しないといけないのか？ 簡単に届出する方法はないのか？

その他の特別管理産業廃棄物等

Q116 特別管理産業廃棄物である「引火性廃油」にはアルコール類も含まれるのか？

Q117 鉛、六価クロム等の有害重金属を含む合成樹脂塗膜は、特別管理産業廃棄物か？

Q118 学校から排出される石綿含有金網や機械部品に使われていた石綿含有パッキンは、特別管理産業廃棄物又は石綿含有産業廃棄物か？

Q119 PFOS及びPFOA含有産業廃棄物は特別管理産業廃棄物か？

Q120 食料品製造業で発生するフグの有毒部位は特別管理産業廃棄物か？

Q121 水銀が含まれるものはすべて水銀使用製品産業廃棄物になりますか？

Q122 水銀使用製品産業廃棄物に関する必要な措置は？

排出事業者は誰か？

下取り行為

Q 1 使用済み製品をユーザーから下取りする販売事業者は排出事業者になるか？

A 1

通常は製品のユーザーが排出事業者になりますが、次の①～④の条件をすべて満たす場合には、廃棄物処理法の特例である「下取り」として販売事業者が排出事業者となることができます。この場合は、下取りをした販売事業者が、販売事業活動に伴い排出される産業廃棄物の排出事業者として処理責任を負うことになり、廃棄物処理法の規定に従い適正に自社処理又は委託処理を行うことが必要になります。（有価物として売却することもできます。） また、ユーザーから引き取った時点が産業廃棄物の発生時点となり、使用済み製品を家庭から下取りする場合でも、産業廃棄物の種類（20 種類）に該当する場合は、一般廃棄物ではなく販売事業者が排出する産業廃棄物に該当することになります。なお、リース品の場合、本特例は適応されず、リース会社の廃棄物として適正に処理が必要になります。

- ① 新しい製品を販売する際に使用済みの製品を引き取ること。
 - ・商品の販売と引き取りのタイミングに社会通念上許容されるタイムラグがあってもよい。
- ② 同種の製品で使用済みのものを引き取ること。
 - ・同種製品であれば、自社製品でなくてもよい。
 - ・引き取る使用済み製品の量が販売する製品の量と比べて著しく過大でないこと。
 - ・販売した製品のうち未使用の部分のみを引き取ってもよい。（中身をユーザーが使用し容器のみを引き取る場合など）
- ③ 無償で引き取ること。
 - ・取引明細上、「下取り料金」と解釈される項目がないこと。
 - ・製品の販売価格に使用済み製品の処理料金を上乗せするような脱法的な行為は認められない。

（注）使用済み製品を買い取ってもらう場合は、当該使用済み製品は有価物に該当するものであり、そもそも廃棄物処理法は適用されない。
- ④ 当該下取り行為が商慣習として行われていること。
 - ・ユーザーが販売事業者に対して製品購入時に使用済み製品の下取りを強制している場合は、商慣習として成立しているとは言えない。

Q 2 販売事業者が下取りした使用済み製品をさらに下取りする製造事業者は排出事業者になるか？

A 2

製造事業者が排出事業者になることはできません。

下取りは、あくまでユーザーに納品した販売事業者の顧客サービスであって、廃棄物処理法の特例として認められており、販売事業者は排出事業者責任があります。販売事業者が下取りした時点で使用済み製品は販売事業者が排出した産業廃棄物となりますので、それを製造事業者や卸売業者が引き取る場合は、例え無償であっても産業廃棄物の処理委託となって廃棄物処理法の委託基準が適用されます。

Q 3 販売事業者はユーザーから下取りした使用済み製品の運搬を他者に委託することができるか？

A 3

下取りした販売事業者が自ら運搬する場合は、自家運搬となって収集運搬業の許可は不要ですが、販売事業者が下取り後に他者に運搬を委託する場合は、その他者は産業廃棄物収集運搬業の許可が必要であり、廃棄物処理法の委託基準が適用されます。

この場合、マニフェストの記載にあたっては、「排出事業場」はユーザーの名称・所在地とし、「運搬先の事業場」は販売事業者の倉庫等又は販売事業者が委託した処分業者の施設となります。また、販売事業者とユーザーがあらかじめ定めるところにより、マニフェストの交付事務をユーザーに代行してもらうことができます。(A58 参照)

Q 4 使用済み製品について、下取りの条件を満たさない場合でも、製品の販売という事業活動に伴う産業廃棄物として販売事業者は排出事業者になるか？

A 4

排出事業者はユーザーであって、販売事業者ではありません。販売事業者がユーザーに販売した時点で製品の所有権はユーザーに移行しており、当該製品を支配管理するユーザーが排出事業者となります。販売事業者が排出事業者となる「下取り」は廃棄物処理法の特例であり、下取りの条件（A 1 の①～④）のすべてを満たす場合にのみ認められます。

メンテナンス廃棄物

Q 5 設備やビルのメンテナンスに伴い発生する産業廃棄物は誰が排出事業者になるか？

A 5

メンテナンスが廃棄物処理法第 21 条の 3 第 1 項に規定する建設工事(土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含

む。)) に該当する場合は、排出事業者は工事の元請業者です。

建設工事に該当しない場合には、設備のメンテナンスに伴い生ずる部品、廃油等やビルのメンテナンスに伴い生ずる床ワックス剥離廃液等については、当該廃棄物を支配管理していて排出事業者責任を負わせることが最も適当なものとして、メンテナンス事業において産業廃棄物を発生させたメンテナンス業者又は設備やビルを支配管理する所有者又は管理者が排出事業者となります。この場合、メンテナンス契約において、産業廃棄物の排出事業者責任の所在及び費用負担についてあらかじめ定めておくことが望まれます。

ただし、廃水処理に伴って生じる汚泥の排出事業者は、当該廃水処理設備を設置している事業者ですので、メンテナンス業者は、廃水処理設備のメンテナンスに伴い生ずる機器の部品、ランプ類、廃油等の排出事業者となることはできませんが、汚泥の排出事業者となることはできません。

梱包材

Q 6 梱包材やパレットは誰が排出事業者になるか？

A 6

一般的には、梱包材やパレットが不要物となったときの占有者（梱包を解き又はパレットから降ろしたときの所有者）が排出事業者となりますので、梱包され又はパレットに載せた状態で納品した場合は、開梱し又はパレットから降ろした購入者が排出事業者となります。

ただし、納入業者と購入者の間で梱包材やパレットを納入業者が引き取る契約を交わしておれば、納入業者が排出事業者となることができます。この際、当該梱包材やパレットを支配管理していて排出事業者責任を負わせることが最も適当なものが排出事業者となるべきであって、安易に排出事業者責任が納入業者に転嫁されることのないよう梱包材等の適正処理に要する費用の負担について明確に定めておくことが必要です。なお、梱包材やパレットが繰り返し使用されている間は、廃棄物には該当しません。

Q 7 梱包された製品を開梱してからユーザーに納品する場合、梱包材の排出事業者は、メーカーか運送業者か？

A 7

メーカーと運送業者のどちらが排出事業者となるのかについては、両者の契約の内容によって異なります。

- ・ 運送委託契約において、運送業者が運送業務に伴い生じる梱包材の処理責任を負うものと定めれば、運送業者が排出事業者となります。
- ・ 運送委託契約において、メーカーが梱包材の処理責任を負うものと定めれば、メーカーが排出事業者となります。

※ メーカーが排出事業者となる場合において、運送業者がメーカーに梱

包材を持ち帰る行為については、持ち帰った時点が産業廃棄物の発生時点となり、開梱した地点からメーカーまでの梱包材の運搬については、製品の運送過程の一環となります。ただし、開梱した地点から直接処理施設へ搬入する場合は、開梱した時点が産業廃棄物の発生時点となり、メーカーが運送業者に産業廃棄物の運搬を委託していることになります。

その他

Q 8 道路清掃に伴う産業廃棄物の排出事業者は、清掃業務を受託した業者が発注した道路管理者か？

A 8

道路管理者が排出事業者となります。

清掃業務において生ずる産業廃棄物は、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではなく、清掃する前から発生していた産業廃棄物を一定の場所に集積させる行為をしたに過ぎないため、清掃委託をした事業者（道路管理者）が排出事業者となります。

従って、道路清掃に伴う産業廃棄物を当該道路から離れた場所にある道路管理者の保管選別施設や処分業者の施設まで運搬する場合において、当該清掃業者に運搬を委託する場合には、廃棄物処理法の委託基準が適用されます。

Q 9 スーパーマーケットの駐輪場に放置された自転車は誰が排出事業者になるか？

A 9

駐輪場に駐輪された自転車を一定期間放置後に処分する場合、自転車の所有者が判明しなければ、事業活動の一環として駐輪場を管理しているスーパーマーケットが排出した産業廃棄物となります。産業廃棄物の種類は、自転車の材質によって、「金属くず」「廃プラスチック類」「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず」等の混合物となります。（そのほとんどが金属製品である場合は、総体として「金属くず」とすることも可能です。）

Q10 自動車整備工場においてタイヤ交換により発生した廃タイヤやガソリンスタンドにおいてオイル交換により発生した廃油は誰が排出事業者になるか？

A10

自動車整備及び燃料の給油という事業活動に伴い排出される廃タイヤや廃油にあたりますので、自動車整備工場やガソリンスタンドが排出事業者となります。営業車だけでなく、一般ユーザー（営業車以外）の自動車のタイヤ交換・オイル交換に伴い発生したものも産業廃棄物です。そのため、自動車整備工場やガソリンスタンドが排出事業者として、自らの責任において適正に廃タイヤ

や廃油の処理をしなければなりません。

Q11 倉庫会社の倉庫で保管している荷物が廃棄物となった場合、排出事業者は、倉庫会社か荷主か？

A11

荷主が排出事業者となります。

ただし、倉庫会社の瑕疵によって荷物を破損したことによって廃棄物となったものなど倉庫会社が排出事業者となる場合もあります。

なお、倉庫で保管している荷物が廃棄物となる時点は、荷主が廃棄物として処分するとの意思決定をし廃棄物として排出するための管理に移した時点です。

Q12 小売店で売れ残った商品は誰が排出事業者になるか？

A12

小売店が返品伝票を切って卸売業者、メーカーと返品される場合は、各社の取り決めに従い卸売業者又はメーカーが排出事業者となります。この場合、卸売業者やメーカーに返品されるまでは商品であって、卸売業者やメーカーが返品された商品を検査したうえ廃棄物として処分するとの意思決定をし廃棄物として排出するための管理に移した時点で廃棄物が発生したことになります。

また、小売店が廃棄物として排出する場合は、小売店が排出事業者となります。この場合、小売店が卸売業者やメーカーから廃棄物の処理に要する費用を受け取ったとしても、排出者は小売店ですので廃棄物の処理を受託したことにはなりません。

Q13 自動販売機に備え付けられた回収ボックスで回収された飲料容器は誰が排出事業者になるか？

A13

自動販売機の設置について土地・建物の所有者と契約しているベンダー（飲料製造業者、販売業者）が回収している場合は、当該ベンダーが排出事業者となります。

自動販売機が設置されている敷地・建物の管理者（小売店、遊戯施設、映画館、テナントビル等）が、自動販売機を支配管理し、回収した飲料容器の処理も行うとの契約になっている場合は、当該敷地・建物の管理者が排出事業者となります。

Q14 同一敷地内に複数のグループ企業がある場合、グループ全体として排出事業者になるか？

A14

産業廃棄物の排出事業者責任は、独立した法人である個々のグループ企業に

あるため、個々の企業が委託基準を遵守して個々に契約を交わしマニフェストを交付する必要があります。このため、産業廃棄物の処理に係る委託契約は、個々のグループ企業の名義において行われなければなりません。また、同一企業グループであっても他の法人において産業廃棄物の処理を行う場合には委託基準が適用されます。（A42 参照）

廃棄物処理法の対象となる廃棄物か？

廃棄物と有価物の区分

Q15 廃棄物か有価物かをどのようにして判断すればよいのか？

A15

廃棄物処理法は、廃棄物について種々の規定を設けておりますが、廃棄物に該当しない「有価物」については、当然のことながら廃棄物処理法の規定は適用されません。

廃棄物の定義規定については、昭和 46 年の廃棄物処理法施行当時は、「客観的に汚物又は不要物として観念できる物であって占有者の意思の有無によって廃棄物となり又は有用物となるものではない」とする考え方が採用されていました。（昭和 46 年 10 月 25 日環整 45 号通知） この考え方によると例えば貴金属を含む汚泥や金属くずのように高額で取り引きされているものであっても廃棄物としての規制を受けるという問題がありました。

その後、昭和 52 年にはこの考え方が改められ、「占有者が自ら利用し又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する」という考え方（いわゆる「総合判断説」）が採用されています。（昭和 52 年 3 月 26 日環計 37 号通知）この考え方は、「廃棄物は排出者にとって不要であるために占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置き、不適正処理に対しては厳正に取り締まることが必要である。」との考え方に基づくものです。この場合、有価物として有償売却されていた物が、市況変動により料金を支払って委託処理することとなった場合、産業廃棄物に該当することとなって委託基準が適用されることに注意する必要があります。また、「占有者が自ら利用することができないために不要になった物」に該当するか否かも総合判断説によりますが、自ら利用すればどのような物でも廃棄物でなくなるのではなく、他人に有償で売却できるものを自ら利用することが必要な条件となります。

なお、総合判断説は、最高裁判例（H11.3.10 最高裁第二小法廷決定。いわゆる「おから判決」）においても是認されています。

「総合判断説」において国が示す 5 つの判断要素（①その物の性状、②排出の状況、③通常取扱形態、④取引価値の有無、⑤占有者の意思）は、総合的

に判断するということであって、どれか一つの要素だけで決まるものではありませんが、実務的に最も重要視されることが多い「④取引価値の有無」については、環境省から次のようにその考え方が示されています。(H17.8.12 環境省通知「行政処分の方針について」)

「占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。」

このように、有償譲渡がなされているかどうかの判断は、費用の名目を問わず排出事業者にとっての収支の実態で判断するものであり、大阪府はその目安を次のとおりとしております。

○排出事業者が運送費を負担する場合

売却代金と運送費を相殺しても排出事業者側に経済的利益があること。

すなわち、受入事業者が運送費相当額以上の対価を払って購入すること。

(注) 運送費は委託運搬による場合は運搬委託料金とし、自ら運搬する場合は運搬に要する実費とする。

○受入事業者が運送費を負担する場合

受入事業者が排出事業者に対価を支払うこと。支払われる対価は、経済合理性に基づいた適正な対価として、受入事業者と排出事業者が協議のうえ合意した額であること。(対価は必ずしも金銭で支払われなくてもよい。)

また、5つの判断要素のうち「占有者の意思」は、その物の性状、保管及び排出の状況、取引価値の有無など客観的な諸事実から社会通念上合理的に推認できる占有者の意思を言います。

Q16 輸送費が売却代金を上回る場合は廃棄物になるか？

A16

売却代金と運送費を相殺すると排出事業者側に経済的損失がある場合(「運賃による逆有償」とか「手元マイナス」と言われます。)は廃棄物に該当し、受入側事業者における再生利用後に客観的に有償売却できる性状となった時点ではじめて廃棄物を「卒業」するものであり、それまでは再生利用施設における保管や処理を含めて廃棄物として規制され、廃棄物処理法の規定が適用されます。受入事業者側で本来は処理費が必要であるにもかかわらず、売却代金を支払う形にし、その分を運搬費に上乗せするような有償譲渡を偽装した脱法的な行為が認められるものではありません。

なお、国の規制改革の一環として、再生利用又は電気、熱若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引渡す場合においては、

少なくとも、再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、以下の３点に留意し、物の性状、排出の状況、通常 of 取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等の判断要素を総合的に勘案して（A15 参照）、廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないとする考え方が国から示されています。

- ① 再生利用にあつては、再生利用をするために有償で譲り受ける者による当該再生利用が製造事業として確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用するものであること。
- ② エネルギー源としての利用にあつては、エネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者による当該利用が、発電事業、熱供給事業又はガス供給事業として確立・継続しており、売却実績がある電気、熱又はガスのエネルギー源の一部として利用するものであること。
- ③ 再生利用又はエネルギー源として利用するための技術を有する者が限られている、又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等の理由により遠隔地に輸送する等、譲渡先の選定に合理的な理由が認められること。

また、廃棄物該当性の判断については、法の規制の対象となる行為ごとに、その着手時点における客観的状況から、物の性状、排出の状況、通常 of 取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案してする必要があるものであり、引渡し側から譲り受ける者までの間の収集運搬についても同様の総合的判断が必要とされています。

（H25.3.29 環境省通知『「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成 24 年 4 月 3 日閣議決定）において平成 24 年度に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について』及び H17.7.4 環境省通知（H25.6.28 改正）「規制改革通知に関する Q & A 集」）

Q17 有償売却されている被覆電線について燃焼禁止規定（法第 16 条の 2）は適用されるか？

A17

銅線とプラスチックが不可分一体の被覆電線が有償売却されている場合は、総体として有価物となりますので、廃棄物処理法第 16 条の 2（燃焼禁止規定）を含め廃棄物処理法の規定は適用されません。ただし、廃棄物と有価物とが容易に分離できるにもかかわらず混合状態にして積み合わせて有償売却する行為は、脱法的な行為であり「総体として有価物」とは認められません。廃棄物と有価物とを分離したうえ、同じ車両に積み合わせて運搬することは、運搬過程で廃棄物と有価物とが混合しない限り違法ではありませんが、廃棄物の部分については、廃棄物処理法の規定（処理基準、委託基準、マニフェスト制度等）が適用されます。また、被覆電線を購入した者が銅を回収する過程で発生する

プラスチック等は、有価物にならない限り、その者が排出した産業廃棄物（廃プラスチック類等）となって廃棄物処理法の適用を受けます。

なお、大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に次の規定を設けて屋外燃焼行為を禁止（警告・命令の規定により担保）しておりますが、この条例の対象には、有価物の燃焼も含まれます。

大阪府生活環境の保全等に関する条例第 47 条

何人も、ゴム（中略）、合成樹脂その他燃焼の際著しく大気を汚染し、又は悪臭を発生する物質で規則で定めるものを屋外において多量に燃焼させてはならない。

Q18 他人に有償売却できない物であるが自社の生産工程に戻して使用できる場合も廃棄物になるか？

A18

他人に有償売却できない物を、その物が発生した生産工程とは別の生産工程に投入して原材料として自ら使用する場合は、自社内であっても、廃棄物の再利用・再生利用に該当します。ただし、その物が発生した生産工程に戻して原材料として使用する場合（工程内リサイクル）は、その工程から不要物として発生したことにはならないことから、そもそも廃棄物が発生したことにはなりません。

廃棄物と法対象外の不要物の区分

Q19 道路側溝の堆積物は産業廃棄物になるか？

A19

道路管理者が道路側溝の堆積物を除去し排出する場合は、その性状により判断します。

具体的には、道路側溝に堆積した泥状物は、産業廃棄物の汚泥となり、紙、木、草、落葉などは一般廃棄物となります。なお、一般家庭や町内会が清掃作業をして排出した場合は、泥状のものであっても一般廃棄物となります。

ただし、泥状とはとらえられない土砂については、廃棄物処理法の対象外です。

（注） 「港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの」は、廃棄物処理法の対象とする不要物ではありません。これは、港湾、河川等で発生する浚渫土砂は、埋立て用の有用物として実際に使われているという実態があり、その物の性状からみて発生現場で適宜移動するものであり、廃棄物の概念にはなじみにくい性格を有していることから、運用上、廃棄物処理法の規制対象とはしないという取り扱いをしてきたものです。しかし、この考え方は、工場内の側溝や道路の側溝にまで適用されるものではありません。

Q20 山砂利の採取場において排出される沈砂池の堆積物や脱水ケーキは産業廃棄物になるか？

A20

当該廃棄物の組成が、天然の岩石の微粉末であるとしても、山砂利の採取という事業活動に伴って生じた泥状物であることから、産業廃棄物の汚泥に該当します。

ただし、総合判断説（A15 参照）に従って判断した結果、有価物と判断される場合は、この限りではありません。

Q21 砂ろ過装置の砂は産業廃棄物になるか？

A21

砂ろ過装置のろ材の交換に伴い発生する砂については、高圧洗浄等により砂に付着している有機物等が除去されているのなら法対象外の土砂となりますが、有機物等が付着しているのなら産業廃棄物の汚泥に該当します。

同様に、下水処理の沈砂池から除去した沈砂についても、土砂と有機物等が混合している状態では産業廃棄物の汚泥ですが、これを洗浄して有機物等を除去した土砂は法の対象外です。

宗教的感情の対象

Q22 ペットの死体は廃棄物になるか？

A22

宗教的・社会的慣習等により埋葬及び供養が行われるものについては、社会通念上廃棄物処理法に規定する「汚物又は不要物」に該当しませんので、愛玩動物（ペット）の死体は廃棄物には当たりません。ただし、埋葬・供養するとして飼い主から預かったペットの死体を火葬及び返骨等の処理を適正に行わずに処分する場合は、廃棄物（一般廃棄物）に該当します。また、埋葬及び供養を行うことが、宗教的・社会的慣習となっていないものについて、供養を行うという理由だけで社会通念上廃棄物処理法に規定する「汚物又は不要物」に該当しないとはできません。

なお、道路管理者が路上で斃死した動物の死体を回収し供養等を行わずに焼却する場合は、一般廃棄物に該当します。

Q23 火葬後の人骨、骨灰は、産業廃棄物になるか？

A23

宗教的感情の対象として、社会通念上何らかの意味での価値のあるものであり、廃棄物とみることはできません。

ただし、焼却炉のメンテナンスに伴い発生する耐火レンガ・機械部品・廃油等の廃棄物、集塵機から生じるばいじん、排水処理施設の汚泥等であって、埋葬・供養等の対象とならないものは、廃棄物に該当します。

Q24 古くなった墓を除去した後廃棄する場合は、産業廃棄物になるか？

A24

墓は祖先の霊を埋葬・供養等してきた宗教的感情の対象ですので、宗教行為の一部として墓を除去し廃棄する場合は、廃棄物には当たりません。

ただし、単なる廃棄物として埋立処分等される場合は、廃棄物に該当し、それが事業活動に伴って排出される場合は、産業廃棄物の「がれき類」（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）に該当します。

産業廃棄物と一般廃棄物

産業廃棄物と一般廃棄物の区分

Q25 事業活動に伴って排出される固形状、粉末状、粒状の不要物は産業廃棄物の汚泥か？

A25

動植物性残渣及び動物系固形不要物の指定業種において製造工程等から排出される固形状の不要物は、産業廃棄物（動植物性残さ、動物系固形不要物）に該当します。また、法・政令に掲げる産業廃棄物の種類（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず等）に該当するものも当然産業廃棄物に該当します。

しかし、上記の産業廃棄物に該当しない場合にあっては、汚泥はあくまで「泥状を呈するもの」と定義されていますので、次に例示する廃棄物のように泥状とは捉えられないものは、法令上は、汚泥に該当しません。産業廃棄物に該当するのは、法と政令で限定列挙された 20 種類だけですので、これらの、固形状、粉末状、粒状の不要物は、一般廃棄物に当たります。

- ・粉末消火剤
- ・粉末状の農薬

（注）廃農薬の処理に当たっては、「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」（平成 21 年 8 月改定）に基づき処理するなど環境保全上適正な処理を確保する必要がありますので、委託する処理業者に、その組成、性状、有害性等の情報を提供するようにしてください。

- ・錠剤、カプセル剤、粉剤、ペレット
- ・食品（泥状以外）
- ・ペットフード（泥状以外）

（注）政令第 2 条第 7 号に掲げる廃棄物は、当初は、「ガラスくず及び陶磁器くず」とされており、インターロッキングブロックくずなどのコンクリートくずを含むものと解釈して運用されておりました。しかし、この解釈・運用が司法により否定（H13.3.13 名古屋高等裁判所金沢支部の控訴審判決※）され、検察庁が「政令の規定（ガラスくず及び陶磁器くず）を類推解釈してコンクリート製品を当てはめることは、罪刑法定主義のうえから解釈上困難」として上告しないこととしたことを受けて政令改正が行われ、政令第 2 条第 7 号に掲げる廃棄物は、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」に変更され、コンクリートくずを含むことが、明確に定義されました。（H14.2.1 施行）このように法律及び政令で規定されている産業廃棄物の定義を無理に拡大解釈することは適当ではないと考えます。

※名古屋高等裁判所金沢支部判決（H13.3.13）

「-----ここ（政令）にいう「ガラス」「陶磁器」の意義については、特段の定義規定が置かれていない以上一般の字義に従うものと解すべきところ、-----インターロッキングブロックは、要するにコンクリート製品というべきものであって、一般にいう「ガラス」「陶磁器」に当たらないというほかはない。-----」

Q26 事務所で発生する弁当がらやカップ麺の容器は、一般廃棄物か？

A26

事業活動に伴って生じた廃プラスチック類であるため産業廃棄物に該当します。

従業員が事務所で飲食する行為に伴って発生するのが「事業活動に伴って生じた」といえるかどうかについては、事業者は、従業員を使って事業をしなければならないところ、その従業員が昼食時に食べた弁当の容器は、「事業活動に不可避免的に伴うもの」であり、その発生の源が事業活動ですので、「事業活動に伴って生じた廃棄物」に当たります。従って、事務所から発生するプラスチック製の弁当の容器、カップ麺の容器のほかペットボトルや飲料缶も産業廃棄物の廃プラスチック類（又は金属くず）に該当します。ただし、食べ残しの弁当（残飯）や木製の割り箸は、事業系一般廃棄物となります。（A47 参照）

なお、事業者が事務所で発生した廃プラスチック類等の産業廃棄物を従業員に自宅に持ち帰らせて家庭ごみとして市町村のごみ収集に出すことは、廃棄物の投棄禁止規定（法第 16 条）に抵触するおそれがあります。

また、容器包装リサイクル法では、家庭から一般廃棄物として排出される容器包装を再商品化義務の対象としています。従って、従業員が事務所で飲食したPETボトルや弁当がらは、再商品化義務の対象外です。

Q27 コンビニエンスストアの店頭回収ボックスで回収された廃棄物は産業廃棄物か？

A27

有価物とならないものについては、ペットボトル、空き缶、プラスチックごみは、産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず）に該当し、コンビニエンスストアが排出事業者となります。紙ごみについては、一般廃棄物です。

Q28 輸入した食品で通関手続き後に廃棄される食品は産業廃棄物か？

A28

輸入した食品（果実や生鮮野菜等）を腐敗等の理由で通関手続き後に廃棄処分する場合、泥状のものは産業廃棄物の汚泥、液状のものは産業廃棄物の廃酸・廃アルカリ、それ以外の性状のものは一般廃棄物となります。また、廃棄物処理法に定める「輸入された廃棄物」とは、廃棄物として輸入されたものであり、通関手続き後に廃棄物となったものは該当しません。

なお、産業廃棄物の動植物性残さは、業種限定（食料品製造業・医薬品製造業・香料製造業）があるうえ、「原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物」とされていますので、腐敗した食品そのものは含まれません。

Q29 動物園やペットショップ等で発生する動物のふん尿や排水処理汚泥は産業廃棄物か？

A29

産業廃棄物の「動物のふん尿」には業種限定があり、畜産農業に係るものに限られております。そのため、動物園やペットショップ・動物病院等において動物のふん尿をそのまま排出すれば一般廃棄物となります。（ペットショップ・動物病院等から排出される使用後のペットシーツは、総体として産業廃棄物（「廃プラスチック類」）に該当します。）

一方、動物園やペットショップ・動物病院等が動物のふん尿や動物舎の洗浄排水を処理するために排水処理施設を設置している場合において、排水処理施設で発生する泥状物は産業廃棄物の汚泥に該当します。

Q30 事業系一般廃棄物に該当するものでも市町村による処理が困難な場合は産業廃棄物として処理してよいのか？

A30

事業者は事業系一般廃棄物についても廃棄物処理法に基づいて適正に処理する義務があります。事業活動に伴って生じた廃棄物で産業廃棄物に該当しないものは、一般廃棄物に該当するものであり、その区分は、市町村の意向ではなく、法・政令の定めるところによって決まります。また、次に示すように、「市町村による処理が困難だからといって、産業廃棄物扱いすることはできない」という見解が環境省から示されています。

3 市町村による処理が困難と認められる事業系一般廃棄物の処理について

市町村は、当該市町村内におけるすべての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するものとされている。したがって、市町村においては、市町村による処理が困難と認められる事業系一般廃棄物の処理について、「産廃扱い」などと称して放置するのではなく、許可制度若しくは市町村長の再生利用指定制度を活用し、又は民間への処理委託を行うなど、引き続き、その処理が滞らないように適正処理を確保するための方策を的確に講じるよう努められたい。(平成 19 年 9 月 7 日、各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長あて、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知)

なお、「市町村による処理が困難な一般廃棄物は産業廃棄物とするべきである」との意見について、中央環境審議会において検討した結果、廃棄物の性状、排出量、処理困難性等の観点から市町村責任のもとで処理が円滑に行われているとは言いがたいものについては、個々に産業廃棄物に振り分けていく考えが適当であるとされています。実際に、平成 19 年の政令改正では、廃棄物の区分の見直し等を求める排出事業者等からの規制改革要望等を受けて、事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分について見直しが行われ、事業系一般廃棄物である木くずのうち、「物品賃貸業に係る木くず」と「貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず」が、産業廃棄物として追加されたところです。(平成 20 年 4 月 1 日施行)

産業廃棄物と一般廃棄物の混合物

Q31 天然繊維と合成繊維の混紡のユニフォームが廃棄物となった場合、産業廃棄物又は一般廃棄物のどちらかとみなすことができるか？

A31

天然繊維と合成繊維の混合割合によっては、「総体として産業廃棄物」又は「総体として一般廃棄物」とみなすことができます。しかし、天然繊維（例えば綿）50%・合成繊維（例えば 6 ナイロン）50%の場合は、法令上は、産業廃棄物である廃プラスチック類と事業系一般廃棄物である天然繊維の混合物となり、総

体として産業廃棄物とすることはできません。この場合は、産業廃棄物処理業者（知事又は政令市長※の許可）と一般廃棄物処理業者（市町村長の許可）を兼ねる業者に委託する場合を除き、不可分一体のものを分離することが必要になり、処理の実態と合わないこととなりますが、処理の実態に合わせて「総体産業廃棄物」又は「総体一般廃棄物」と判断することは、法令解釈としてはできません。

※廃棄物処理法の政令市には、大阪府域では、政令指定都市（大阪市、堺市）と中核市（東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市）が該当します。

Q32 し尿を含むビルピット汚泥は、一般廃棄物と産業廃棄物の混合物か？

A32

し尿を含むビルピット汚泥は、一般廃棄物であって、一般廃棄物と産業廃棄物の混合物ではありません。し尿を含まないビルピット汚泥は、産業廃棄物の汚泥に該当します。

従って、汚水槽・合併槽などの清掃の際発生するし尿混じりの汚泥は一般廃棄物であり、雑排水槽・グリース阻集器などの清掃の際発生するし尿を含まない汚泥は産業廃棄物です。一般廃棄物、産業廃棄物の区分によって通常処理方法が異なっており、一般廃棄物は一般廃棄物処理業者が市町村のし尿処理施設等に搬入することができ、産業廃棄物は産業廃棄物収集運搬業者に運搬を委託し産業廃棄物処分業者に処分（脱水、焼却等）を委託することになります。

なお、し尿を含むビルピット汚泥（一般廃棄物）とし尿を含まないビルピット汚泥（産業廃棄物）を同一の業者に委託する場合には、当該業者は一般廃棄物収集運搬業者（処分業者）その他環境省令で定める者であり、かつ、産業廃棄物収集運搬業者（処分業者）その他環境省令で定める者であることが必要です。

産業廃棄物の指定業種

Q33 紙加工品製造業の工場の事務所で発生する紙くずは産業廃棄物か？

A33

紙加工品製造業に係る紙くずは産業廃棄物となりますので、製造工程を有する工場と同一敷地内にある事務所で発生する紙くずは、法令上は、産業廃棄物に該当します。一方、工場とは別の場所にある事務所（例えば本社機能のみの事務所）で発生する紙くずは、いわゆるオフィスごみであって、一般廃棄物に該当します。

ただし、建設業に係る紙くず・木くず・繊維くずについては、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る」と発生工程が限定されているため、建設業者の工事現場の事務所から発生する紙くず等は、一般廃棄物となります。

Q34 木製品製造業の工場で発生した植木の剪定木くずは産業廃棄物か？

A34

木製品製造業に係る木くずは産業廃棄物となりますので、製造工程を有する工場と同一敷地内で発生する植木の剪定木くずは、法令上は、産業廃棄物に該当します。一方、工場とは別の場所にあつて製造工程を有しない事業場の敷地で発生する植木の剪定木くずは一般廃棄物に該当します。

木製品製造業に係る木くずとしては、本来の製造工程で発生する不要物のほか、製品の搬出や原材料の搬入という付随的な業務の過程で発生するもの及び製造活動に不可避免的に伴って発生するものが含まれます。工場の緑化や工場内の環境整備は、事業活動にとって必要不可欠なものですので、植木の剪定木くずは製造活動に不可避免的に伴って発生するものということができます。この際、「本来の製造工程で発生する不要物」「付随的な業務の過程で発生する不要物」及び「製造活動に不可避免的に伴って発生する不要物」を明確に区分することは實際上困難であり、木製品の製造工程を有する工場と同一敷地内で発生するのは、すべて「木製品の製造に係る木くず」とみなすことが適当です。

産業廃棄物の種類

Q35 次の産業廃棄物の種類は何か？

(1) 廃バッテリー（鉛蓄電池）

内部の電極に用いられる希硫酸はpH2.0以下であつて特別管理産業廃棄物の「腐食性廃酸」となることから、「廃プラスチック類（ケース）」「金属くず（極板、端子等）」及び「特別管理産業廃棄物である廃酸」の混合物に該当します。なお、分別された極板については、海綿状鉛や粉状鉛が活物質として含まれており、鉛再生資源として有価で取り扱われるものは廃棄物とはなりません。

(2) 廃蛍光管

通常、蛍光管には水銀蒸気が封入されています。水銀を含む廃蛍光管は「水銀使用製品産業廃棄物」に該当するため、「水銀使用製品産業廃棄物」として分別し、破損等のないよう保管するとともに、適正に処理しなければなりません（Q122 参照）。

産業廃棄物の種類としては「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（蛍光物質が塗布されたガラス管）」と「金属くず（両端の電極）」の混合物になります（構成部材にプラスチック製品が多く使われている場合は、さらに「廃プラスチック類」との混合物）。処理過程で管内部の蛍光体を分離除去したものは「汚泥」に該当します。

これら水銀を含む廃蛍光管は、水銀を回収することが義務付けられている対象品目ではありませんが、水銀を回収できる業者に委託することが望まれます。

なお、破損した場合は、密閉できる容器等に入れて、水銀の飛散・流出を防止する措置を講じてください。

(3) 廃乾電池

「金属くず（亜鉛缶、鉄外装）」と「汚泥（二酸化マンガン、塩化亜鉛等）」の混合物に該当します。なお、炭素棒（黒鉛）の部分も「燃え殻」ではなく「汚泥」となります。

なお、水銀を使用していることが表示されている廃乾電池は「水銀使用製品産業廃棄物」に該当します（Q122 参照）。これら水銀を含む廃乾電池は、水銀を回収することが義務付けられている対象品目ではありませんが、水銀を回収できる業者に委託することが望まれます。

(4) 電気メーター盤（電池内臓）

電池の重量は、電気メーター盤全体の数％程度であるため、総体として「金属くず」と「廃プラスチック類」の混合物に該当します。なお、処理の過程で分離された電池は、「金属くず」と「汚泥」の混合物に該当します。

(5) オイルエレメント

「金属くず（ケース等）」、「廃プラスチック類（オイルフィルター）」及び「廃油」の混合物に該当します。なお、オイルフィルターがろ紙（紙製品）の場合も、総体として産業廃棄物とし、一般廃棄物との混合物とはなりません。

(6) 粉末消火剤入り消火器

「金属くず（消火器本体）」「廃プラスチック類（ホース、ノズル等）」と一般廃棄物である粉末消火剤の混合物に該当します。

(7) 廃活性炭

性状及び発生工程により廃棄物の種類が異なります。

一般的に、泥状であれば「汚泥」、固形状又は粉末状であれば「燃え殻」に該当します。ただし、排ガス処理工程において、煙道に活性炭を噴霧したり、バッグフィルターのろ布に活性炭をプレコートして、集塵施設（バッグフィルター等）で捕集されたものは、「ばいじん」に該当します。

(8) 廃サンドブラスト

「鉍さい」に該当します。ただし、塗膜を剥離することにより塗膜を多量に含むものは、「鉍さい」と「廃プラスチック類」の混合物に該当し、金属片（鋳）を多量に含むものは、「鉍さい」と「金属くず」の混合物に該当します。廃プラスチック類や金属くずとの混合物として取り扱うかどうかは、その物の性状、混合割合等を総合的に勘案して判断します。

（注） サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く）を「鉍さい」とし、塗料かすを「廃プラスチック類」としながら、サンドブラスト廃砂（塗料かすを含むものに限る）を「汚泥」

とする解釈があります。しかし、塗料かすを含むサンドブラストが泥状を呈するものではないこと及び一般に「産業廃棄物A」と「産業廃棄物B」が混合すれば、「産業廃棄物Aと産業廃棄物Bの混合物」になることから、大阪府では、サンドブラストに固形状の塗料かすが相当量混合したものは、「汚泥」ではなく、「鉱さい」と「廃プラスチック類」の混合物に該当するものと解釈しております。

(9) 廃塗料、廃インキ

性状及び成分により次のように廃棄物の種類が異なります。

固形状：「廃プラスチック類」

泥状：「汚泥」（油分を概ね5%以上含むものは、「汚泥」と「廃油」の混合物）」

液状（水系エマルジョン・水溶性）：「廃プラスチック類」と「廃酸又は廃アルカリ」の混合物

液状（溶剤系）：「廃プラスチック類」と「廃油」の混合物

なお、溶剤の引火点が70℃未満の場合は、「廃プラスチック類」と「特別管理産業廃棄物である廃油（引火性廃油）」の混合物

ここで、液状の場合、「廃油との混合物」になるか「廃酸・廃アルカリとの混合物」になるかは、組成で判断します。（トルエン、キシレン等は「廃油」とします。水溶性塗料に使われているセロソルブ類は「廃油」ではなく「廃酸・廃アルカリ」とします。）

なお、廃塗料、廃インキが一斗缶等に入った状態で廃棄物となったものは、上記の種類に加えて、さらに「金属くず」との混合物に該当します。

（注） 一斗缶やドラム缶が廃棄物の運搬容器として使用されている場合は、一斗缶やドラム缶は廃棄物ではありませんので、「金属くず」との混合物とはなりません。この場合の一斗缶やドラム缶については、処分業者において再利用するか、処理に伴って生じた廃棄物として処理することになります。

(10) 廃薬品類、廃試薬

その性状により、液状であれば産業廃棄物の「廃酸」「廃アルカリ」（廃溶剤の場合は「廃油」）に、泥状であれば産業廃棄物の「汚泥」に該当します。粉末状、粒状、固形状であれば一般廃棄物に該当します。

（注） 廃薬品類、廃試薬の中には、特別管理産業廃棄物の中の特定有害産業廃棄物となる有害物質（有害重金属、有機塩素化合物等）に該当するものもあります。そこで、委託処理する場合は、環境保全上適正な処理を確保できるように、含有する物質に応じて適切に処理できる業者に委託するとともに、委託する処理業者に、その組成、

性状、有害性等の情報を提供するようにしてください。

(11)廃クーラント（エンジン冷却水）

クーラント液（LLC＝ロングライフクーラント＝を含む）の成分は、不凍液（エチレングリコール）と防錆剤であり、アルカリ性を呈することから「廃アルカリ」に該当します。

ただし、相当量の油が混入している場合には、「廃アルカリ」と「廃油」の混合物に該当します。

(12)賞味期限切れの飲料品

容器は、「廃プラスチック類（ペットボトル入り）」又は「金属くず（缶入り）」であり、中味の飲料は、「廃酸（酸性の飲料）」、「廃アルカリ（アルカリ性の飲料）」又は「廃酸と廃アルカリの混合物（中性の飲料）」ですので、これらの混合物に該当します。

(13)眼鏡レンズの研磨工程で発生する廃棄物

レンズの荒削り工程で発生する粉末状・固形状のものは、「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず」に該当し、研磨工程の廃水処理施設で発生する泥状のものは「汚泥」に該当します。

(14)石材製造業から排出される石片

墓石などの石材製造業から排出される石片は、「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず」に該当します。

なお、石材の原料となる岩石（花崗岩、安山岩等）を採取する採石場から不良品として排出される岩石は「鉱さい」に該当します。

(15)貝殻

食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において製造工程から発生すれば産業廃棄物（「動植物性残さ」）に該当します。その他の業種（漁業、小売業、装飾具製造業等）から発生すれば一般廃棄物になります。

(16)ペット（猫）の排泄用の砂

製造工程で生じる不良品や在庫処分されたものは「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず」に該当します。なお、ペットショップや動物病院から排出される使用後の猫砂は、総体として産業廃棄物（「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず」）に該当しますが、一般家庭から排出される猫砂は、一般廃棄物です。

(17)鉄道線路の砂利

「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（がれき類）」に該当します。

(18)鉄道線路の枕木

コンクリート製のものは、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（がれき類）」に該当し、プラスチック（ガラス長繊維強化プラスチック発泡体）製のものは、「廃

プラスチック類」に該当します。木製のものは、建設業者の請負により排出すれば産業廃棄物の「木くず」に該当しますが、電鉄会社が自ら除去したものは一般廃棄物になります。

(19)油の付着したウェスや軍手

ウェスや軍手が、合成繊維製の場合は、産業廃棄物の「廃プラスチック類」となり、当該ウェスや軍手が天然繊維(綿、羊毛等)製の場合は、指定業種から排出されるものは、産業廃棄物の「繊維くず」となりますが、指定業種以外の場合は、一般廃棄物となります。

また、油については、産業廃棄物の「廃油」となります。

従って、油が付着したウェスや軍手が「廃油との混合物」に該当する場合は、ウェスの材質に応じて、当該ウェスが合成繊維の場合は、産業廃棄物の「廃プラスチック類」と「廃油」の混合物に該当し、当該ウェスが天然繊維の場合は、一般廃棄物と産業廃棄物の「廃油」の混合物に該当します。

この場合、「廃油との混合物」に該当するかどうかの判断については、廃棄物処理法では、産業廃棄物の混合物に関する付着量(含有量)の判断基準がありません。(汚泥については、5%以上の「廃油」を含有すると「汚泥」と「廃油」の混合物とする旨の通知がありますが、油が付着したウェスには適用されません。) 大阪府では、ウェスや軍手を持ち上げて油が滴り落ちる程度付着している場合に、「廃油との混合物」とするのが適当と判断しております。

(20)飲食店のグリストラップ汚泥

油分が概ね5%以上なら「汚泥」と「廃油」の混合物、油分が概ね5%未満なら「汚泥」に該当します。なお、野菜くず等が相当量混入している場合にあっては、指定業種(食料品製造業等)から排出されたものは「動植物性残さ」との混合物に、指定業種以外(飲食店等)から排出されたものは一般廃棄物との混合物に該当することに留意してください。

(21)廃トランス

P C B廃棄物であるものは、特別管理産業廃棄物の「P C B汚染物」となります。((A108 参照)

P C B廃棄物でないものは、産業廃棄物の、「金属くず(タンク(筐体)、鉄心、コイル等)」「廃油(絶縁油)」「廃プラスチック類(電線等)」及び「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(ブッシング等)」に該当します。

(22)引越し時に発生する廃棄物

事務用・応接用の机、椅子、本棚、ロッカー、カーペット類は、材質に応じ、産業廃棄物の「金属くず」「廃プラスチック類」「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず」に該当し、木製の机、椅子などは、一般廃棄

物に該当します。また、材質が金属・プラスチック・ガラス等であるものと木製、繊維製、皮革製のものととの複合製品は、総体として産業廃棄物に該当します。また、荷物を梱包する段ボールについては一般廃棄物となります。（再使用できる場合を除く）

なお、一般家庭の引越し時に発生する廃棄物は、すべて一般廃棄物となります。

(23)燃え殻・ばいじん等の熔融固化物

その性状及び排出形態から「鉋さい」に該当するといえますので、「13号廃棄物」（産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物〔燃え殻・汚泥等の19種類の産業廃棄物〕に該当しないもの）には該当しません。

産業廃棄物の処理委託

委託基準

Q36 自社の工場敷地内で他社に運搬を委託する場合、委託基準が適用されるか？

A36

運搬の範囲が、公道を通過しないで自社の工場敷地内に限られるものであれば適用されません。

自社の工場敷地内で産業廃棄物を運搬する行為は、敷地内において産業廃棄物を排出場所から保管場所まで移動し集積させたに過ぎませんので、廃棄物処理法で規定する「産業廃棄物の運搬」にはそもそも当たらないことから、委託基準は適用されず、マニフェストを交付する義務も生じません。また、産業廃棄物処理基準（施行令第6条）も適用されないことから、運搬車への表示及び書面の備え付けの義務も適用されません。同様に建物の中で各部屋又は各階に置かれた産業廃棄物を建物の集積場所まで運ぶ行為も「産業廃棄物の運搬」には当たりません。

なお、自社敷地内での保管に適用される基準は、法第12条第2項（その産業廃棄物が運搬されるまでの間の基準遵守義務）に基づく施行規則第8条（保管数量の上限規制を含まない）であって、法第12条第1項（運搬又は処分を行う場合の基準遵守義務）に基づく施行令第6条第1項第1号ホ（保管数量の上限規制を含む）ではありません。このことから、廃棄物処理法で規定する「産業廃棄物の運搬」とは、自社の保管場所から敷地外への運搬を意味するということができます。（A73 参照）

ただし、自社の工場敷地内であっても、焼却・脱水など廃棄物の処分の概念に当てはまる行為を委託する場合や、自社の工場敷地内の自家処理施設（焼却・脱水など）までの運搬を委託する場合は、委託基準が適用されます。

Q37 廃溶剤の蒸留再生を委託加工費を払って委託し、再生された廃溶剤を再び自社で使用する場合、委託基準が適用されるか？

A37

いわゆる「委託加工」に該当し、処分の委託には当たりませんので、委託基準は適用されません。

ただし、自社で発生した廃溶剤を他社の廃溶剤と混合されることなく蒸留再生が行われること、再生された溶剤が自社に返却されるか自社の所有物として第三者に売却されること（この場合は、第三者に売却されるまでは所有権が自社にあること）が条件となります。

なお、蒸留再生に伴って発生する産業廃棄物（蒸留残さ）の排出者は、委託加工を行う再生事業者となります。

Q38 工場廃水のタンクローリーでの運搬を他社に委託し、自社の他工場の廃水処理施設で処理する場合、委託基準が適用されるか？

A38

産業廃棄物の廃酸又は廃アルカリ（中性の場合は廃酸と廃アルカリの混合物）の運搬の委託になりますので、委託基準が適用されマニフェストの交付も必要です。

なお、他工場の廃水処理施設での処理については、産業廃棄物の自家処理となりますが、特別法的な立場に立つ法律（水質汚濁防止法）によって規制されるものなので、廃棄物処理法の基準は適用されません。（廃水処理施設からの放流は産業廃棄物の処分の特殊な形態と言えます。）（A97 参照）

また、廃水処理施設で処理後の水であっても、ドラム缶やタンクローリーで運搬して河川へ投入する行為は、河川の維持用水等有用な水である場合を除き、産業廃棄物（廃酸・廃アルカリ）をみだりに捨てたことになって投棄禁止規定に違反する場合があります。

Q39 事業者と直接の雇用関係がない者に産業廃棄物の処理を行わせる場合、委託基準が適用されるか？

A39

事業者がその産業廃棄物の処理を行うに当たって、その業務に直接従事する者が、事業者と直接の雇用関係がなくても、次の①～⑤の要件をすべて満たす場合は、「事業者による自ら処理」であって、委託基準は適用されません。（平成 17 年 3 月 25 日、各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長あて、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知。いわゆる「規制改革通知」）

① 当該事業者がその産業廃棄物の処理について自ら総合的に企画、調整及び指導を行っていること。

- ② 処理の用に供する処理施設の使用権原及び維持管理の責任が、当該事業者にあること（施行令第7条に掲げる産業廃棄物処理施設については当該事業者が法第15条第1項の許可を取得していること。）。
- ③ 当該事業者が業務従事者に対し個別の指揮監督権を有し、業務従事者を雇用する者との間で業務従事者が従事する業務の内容を明確かつ詳細に取り決めること。またこれにより、当該事業者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合には業務従事者の変更を行うことができること。
- ④ 当該事業者と業務従事者を雇用する者との間で、法に定める排出事業者に係る責任が当該事業者に帰することが明確にされていること。
- ⑤ ③及び④についての事項が、当該事業者と業務従事者を雇用する者との間で労働者派遣契約等の契約を書面にて締結することにより明確にされていること。

なお、事業の範囲としては、上記③に掲げる当該事業者による「個別の指揮監督権」が確実に及ぶ範囲で行われる必要があり、例えば当該事業者の構内又は建物内で行われる場合はこれに該当するものと解して差し支えありません。

Q40 事業者が所属する団体が個々の排出事業者に代わって契約することができるか？

A40

民法上は、代理人による契約締結は一般的に行われていますが、産業廃棄物処理の委託契約については、廃棄物処理法で定められた排出事業者責任が、安易に他者に転嫁されることのないようにするため、一定の制約が必要です。そこで、次の①～⑤の要件をすべて満たす場合において、個々の排出事業者が事業者団体に契約締結に関する権限のみを委任状を交付して委任するのであれば、事業者団体が個々の排出事業者に代わって契約を締結することができることとします。ただし、この場合でも、産業廃棄物の排出事業者責任は、あくまで個々の排出事業者にあることに留意してください。

- ① 事業者団体は、同一業種の構成員で構成される法人格を有する団体であること。
- ② 団体の構成員のみから委任を受けること。
- ③ 委任状は、委託する処理業者（収集運搬業者、処分業者）、処分方法及び委託する産業廃棄物の種類を明記したうえで、契約締結権限についてのみ委任する内容とすること。
- ④ 委任状には、団体に契約締結権限を委任しても、廃棄物処理法の排出事業者責任は個々の事業者にあることを明記すること。
- ⑤ 団体が処理業者と締結する契約書には、排出事業所の一覧を添付すること。

Q41 ビル管理会社がテナントに代わって契約することができるか？

A41

民法上は、代理人による契約締結は一般的に行われていますが、産業廃棄物処理の委託契約については、廃棄物処理法で定められた排出事業者責任が、安易に他者に転嫁されることのないようにするため、すべての場合に代理人による契約締結が認められるものではありません。具体的には、テナントビル、ショッピングモール、商店街など複数の事業者が一定のエリアにおいて事業活動を行っている場合等廃棄物の排出管理が共同で行われている場合、契約締結に関する権限をビル管理会社等に委任する委任状を個々のテナント等がビル管理会社等に交付するのであれば、ビル管理会社等が一括して委託契約を締結することは可能です。ただし、この場合でも、個々のテナント等は、その排出事業者責任をビル管理会社等に転嫁しうるものではありません。

また、ビル管理会社等が産業廃棄物処理業者と締結する委託契約には、排出事業者であるテナント等の一覧を添付するようにしてください。(A57参照)

(注) ビルの共用部分から発生する産業廃棄物(し尿を含まないビルピット汚泥等)は、ビル管理会社が排出事業者になります。なお、し尿を含むビルピット汚泥は一般廃棄物です。

Q42 別法人である子会社の産業廃棄物処理について、親会社が代行して契約することができるか？

A42

排出事業者である子会社が処理業者と委託契約を結ぶ義務があります。

親会社といえども、独立した法人である別会社の排出事業者責任を代行することはできません。また、親会社が処理業の許可がないのに子会社の産業廃棄物処理の受託をすることは、受託禁止規定(法第14条第15項)に違反することになります。ただし、親会社が単に子会社と処理業者との間の委託のあっ旋を行っているだけで、実際の処理委託は子会社と処理業者との間で行われているのであれば、受託禁止規定違反にはなりません。(A14参照)

Q43 一つの契約書で複数の排出事業所の契約をすることができるか？

A43

委託契約書は、産業廃棄物を排出する事業所ごとに締結することが一般的です。しかし、電鉄会社の駅舎のように小規模で同じ事業活動を行う事業所を多数有している場合は、支社、支店等一定の単位で集約して委託契約を締結することも可能です。そのほか、フランチャイズチェーンについて、加盟店が本部に処理業者との委託契約締結の代理権を与えることにより、本部が複数の加盟店について一括して契約することも可能です。これらの場合では、産業廃棄物を排出する事業所の名称、所在地のほか、事業所ごとに委託する産業廃棄物の

種類・数量等を記載することが必要です。

なお、同一の車両で複数の排出事業所から積み合わせて収集・運搬する場合でも、マニフェストについては排出事業所ごとに交付することが必要です。(A 68参照)

(注) マニフェストの法定記載事項には、「産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地」が定められていますが、委託契約書の法定記載事項には、排出事業所の名称等は含まれておりません。

Q44 工場長、支店長等が契約することができるか？

A44

委託契約書は排出事業者の代表者が締結するものですが、社内で代表者から契約の締結権限を委任する手続きが行われていれば工場長、支店長等が締結することもできます。

また、同様にマニフェスト交付状況等報告書の提出についても、事業者の内部組織に関する規程等によって届出行為を行う権限が付与されている者であれば、工場長、支店長等が提出することができます。(大阪府は委任状の提出は求めておりません。)

なお、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の排出事業者責任については、代表者が他の者に委任することはできないことに留意してください。

Q45 委託契約書を電子化することができるか？

A45

法令によって民間事業者には保存が義務付けられている書面の電子化を認める「e-文書法(「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」及び「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」)」が、平成17年4月に施行されております。

e-文書法の施行に伴い、「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」が制定され、廃棄物処理法に定められている委託契約書等についても、従来の書面(紙)による作成・保存等に代えて、「電磁的保存・作成・交付」が可能となっています。

具体的には、パソコンの文書作成ソフトを使用した電磁的な委託契約書の作成等や、従来の書面(紙)による委託契約書をスキャナーでパソコンに読み込み電磁的に保管する方法が認められています。

また、電磁的に作成される委託契約書の要件について、廃棄物処理法では委託基準を遵守すること以外に特段の定めは無く、一般的に用いられているソフトにより作成した書面、帳簿等で差し支えないとされており、「電子署名及び認

証業務に関する法律」による「電子署名」は義務付けられておりません。勿論、民事上の契約の効力をより確実なものとするため「電子署名」を用いることも可能です。

なお、電磁的に作成される委託契約書には、印紙税は課されないこととなっております

(平成22年1月5日、各正会員事務局長あて、社団法人全国産業廃棄物連合会理事・事務局長事務連絡「廃棄物処理法に定める委託契約書等の電子化について(周知依頼)」より引用)

(注) e-文書法の適用対象となる文書は、上記施行規則で限定列举されており、産業廃棄物処理委託契約書のほか、産業廃棄物の再委託承諾書や処理困難通知の写しも含まれていますが、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)は含まれていないことに留意してください。従って、5年間の保存義務のある紙マニフェストをスキャナーで取り込みした後廃棄し、PDF等電子ファイル化したもののみを保存することは違法です。

なお、電子マニフェストを使用すれば、マニフェストの保存の必要がなくなるなど多くのメリットがあるため、大阪府では電子マニフェストの利用を推奨しております。

Q46 「専ら物」の処理を委託するときに委託契約書を作成しなければならないか？

A46

専ら再生利用の目的となる産業廃棄物(古紙、くず鉄(古銅等を含む)、空きびん類又は古繊維)(昭和46年10月16日環整第43号通知。「専ら4品目」と言われます。)を専門に取り扱う再生業者に再生利用を委託する場合は、有価物として売却するものを除いて、産業廃棄物の処理委託となりますので、委託基準が適用され、委託契約書の締結は必要になります。(有償売却される場合は、有価物となってそもそも廃棄物処理法は適用されません。)ただし、マニフェストの交付は不要です。

委託契約書の法定記載事項として、「受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項」が定められており、通常はマニフェストで代用していますが、マニフェストの交付が不要な「専ら物」の委託に当たっては、マニフェストに代わる何らかの書面(受入伝票など)で業者から処理終了報告を受けることが望まれます。(「専ら物」の処理確認のためにマニフェスト伝票を使用した場合でも、マニフェスト交付等状況報告書の対象とはなりません。)

また、「専ら物」を取り扱う業者は産業廃棄物処理業の許可が不要であるため、廃棄物処理法で定める産業廃棄物収集運搬業者や産業廃棄物処分業者ではありませんので産業廃棄物処理基準も適用されません。しかし、「専ら物」を取り扱う業者の施設に排出事業者が自ら搬入する場合は、排出事業者による自家運搬

であって、産業廃棄物処理基準（運搬車への表示及び書面の備え付けを含む）が適用されることに留意してください。

なお、「専ら4品目」であっても、それを埋立処分や焼却処理するなど再生利用していない場合は、通常の産業廃棄物処理委託と同様に産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェストを交付することが必要です。従って「専ら4品目」を処理料金を支払って産業廃棄物処理業者でない者に委託する場合は、それが確実に再生利用されることを確認することが望まれます。

Q47 事務所で発生する不要物はどのように分別して委託処理すればよいのか？

A47

廃棄物処理法の規定に則り、通常は、「事業系一般廃棄物として市町村が定めたルール（分別区分・排出方法等）に従い市町村に処理を委託又は一般廃棄物処理業者に処理を委託するもの」「産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に処理を委託するもの」及び「専ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙、くず鉄（古銅等を含む）、空きびん類又は古繊維）。いわゆる「専ら4品目」を専門に取り扱う再生業者に再生利用を委託するもの」に区分し、適切に分別して管理する必要があります。従って、事務所で発生する廃プラスチック類、金属くず等の産業廃棄物を、事業系一般廃棄物である紙ごみに混ぜて、市町村に処理を委託することは廃棄物処理法に違反します。（有価物であるものについては、廃棄物処理法は適用されません。）

- ① 事業系一般廃棄物として市町村が定めたルール（分別区分・排出方法等）に従い市町村に処理を委託又は一般廃棄物処理業者に処理を委託するもの
 - コピー用紙、シュレッダーで細断した書類、ティッシュペーパー、紙製の容器包装等の紙ごみ（紙加工品製造業等の特定業種の事務所で発生するものについては、A33 参照）
 - 木製の机、椅子、本棚、容器等（Q35 の(22)参照）
 - 事務所で飲食した食べ残しの残飯、木製の割り箸、茶がら等
- ② 産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に処理を委託するもの
 - プラスチック製の不要物（事務用品、弁当の容器・カップ麺の容器・ペットボトル、その他の容器包装等）
 - ⇒廃プラスチック類の運搬を事業の範囲に含む収集運搬業者に運搬を委託し、廃プラスチック類の処分を事業の範囲に含む処分業者に処分又は再生を委託してください。
 - 金属製の不要物（事務用品、空き缶、事務机、スチールロッカー等）
 - ⇒金属くずの運搬を事業の範囲に含む収集運搬業者に運搬を委託し、金属くずの処分を事業の範囲に含む処分業者に処分又は再生を委託してください。

○ガラス、陶磁器製の不要物（コーヒーカップ、グラス、電球等）

⇒ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずの運搬を事業の範囲に含む収集運搬業者に運搬を委託し、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずの処分を事業の範囲に含む処分業者に処分又は再生を委託してください。

○廃蛍光管（Q35の(2)参照）

⇒通常、蛍光管には水銀蒸気が封入されています。水銀を含む廃蛍光管は「水銀使用製品産業廃棄物」に該当し、「水銀使用製品産業廃棄物」として適正に処理しなければなりません（Q122参照）。

産業廃棄物の種類としては「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（蛍光物質が塗布されたガラス管）」と「金属くず（両端の電極）」の混合物になります。

○廃乾電池（Q35の(3)参照）

⇒「金属くず（亜鉛缶、鉄外装）」と「汚泥（二酸化マンガン、塩化亜鉛等）」の混合物として適切に委託処理してください。なお、水銀を使用していることが表示されている廃乾電池は「水銀使用製品産業廃棄物」に該当します。

○情報処理機器、事務機器、通信機器、消火器、ユニフォーム（合成繊維製）、ボタン電池、鉛蓄電池等の廃棄物処理法の許可の特例制度（産業廃棄物広域認定制度による環境大臣の認定等）の対象産業廃棄物

⇒産業廃棄物広域認定制度による環境大臣の認定業者等に委託するか、該当する種類の産業廃棄物として適切に委託処理してください。

③ 専ら再生利用の目的となる廃棄物

○古新聞、古雑誌、段ボール等

○古繊維

○空き缶等

○空きびん等

なお、コピー機の廃トナーなどについて、販売事業者が下取りの条件（A1の①～④）のすべてを満たす場合に行う下取り行為に伴う産業廃棄物は、販売事業者が排出事業者となります。

Q48 処理料金の支払いに当たって、収集運搬業者に運搬料金と処分料金を一括して支払うことができるか？

A48

廃棄物処理法では、運搬と処分の委託は、それぞれ委託契約を結ぶように定められており、契約書には処理料金を記載することが義務付けられています。しかし、処理料金の支払い方法については、委託基準において特段の規定がありません。

そのため、委託契約書で処理料金の支払い方法について定め、その定めるところにより、収集運搬業者に処分料金も含めて一括して支払い、収集運搬業者が処分業者に処分料金を支払うことは違法ではありません。しかし、個々の業者ごとに適正な対価が支払われずに不適正処理を招くことのないようにするため、個々の契約に基づいて収集運搬業者には運搬料金を、処分業者には処分料金をそれぞれ直接支払うことが望ましいと考えられます。

また、処分業者に適正な対価が支払われず、結果的に不適正処理が起きたときには、排出事業者が措置命令（法第19条の6）の対象となる可能性があることに注意する必要があります。（A55参照）

なお、収集運搬業者が最適な処分業者を排出事業者を紹介するサービスや産業廃棄物の種類に応じた最適な処理方法をコーディネートするサービスを行う場合において、排出事業者が収集運搬業者に支払う手数料等の対価は、処理料金とは明確に区分されていることが必要です。

そのほか、商社等の第三者が排出事業者との契約に基づき、処理業者への処理料金の支払いを代行することも可能です。

Q49 委託契約書に記載する「運搬の最終目的地」とは何か？

A49

委託する収集運搬業者が最終的に運搬する施設（中間処理施設、最終処分場、積替え保管施設等）です。

- ・ 積替え保管施設を経由しない運搬の委託（直送）の場合は、処分業者の施設の所在地
- ・ 積替え保管を含む運搬の委託の場合は、積替え保管後に搬入する処分業者の施設の所在地
- ・ 積替え保管施設を経由する区間委託で、区間1（排出事業所から積替え保管施設まで）の運搬の委託の場合は、積替え保管施設の所在地
- ・ 積替え保管施設を経由する区間委託で、区間2（積替え保管施設から処分業者の施設まで）の運搬の委託の場合は、処分業者の施設の所在地

Q50 契約内容に変更が生じた場合、変更契約が必要か？

A50

会社名、代表者、本店所在地等の変更や吸収合併（存続法人となる場合）など軽微な変更の場合は、変更内容を記載した書面（覚書等）を作成し、双方が記名して契約書に添付しておいてください。また、産業廃棄物処理業の許可証の内容に変更が生じた場合は、変更後の許可証を契約書に添付してください。

（収集運搬業についての政令市長の許可が、知事の許可へ一元化されたことによる変更を含む。）添付文書には、添付した日付を記入のうえ、双方が記名してください。この場合でも、契約更新時には新たな内容で契約書を締結するよう

にしてください。

また、法人そのものの変更、有限会社から株式会社への変更、契約期間の変更、産業廃棄物の種類の変更、委託量の大幅な変更、最終処分の変更など重要な変更の場合は、契約書を締結し直すようにしてください。処理料金の変更についても、契約書を締結し直すことが望まれますが、再生利用を委託する場合に再生品の市況の変動に伴い処理料金が頻繁に変更される場合などは、委託契約書には「処理料金は別途覚書による」と記載し、処理料金が変更される都度覚書を作成して契約書に添付しておく方法が考えられます。

Q51 区間委託と再委託の違いは何か？

A51

産業廃棄物の運搬委託に際し、処分施設までの運搬を積替え保管施設を介して区間を区切って複数の業者に委託することを区間委託といいます。

(例) ①収集運搬業者(1)に同社の積替え保管施設までの運搬を委託

②収集運搬業者(2)に収集運搬業者(1)の積替え保管施設から処分施設までの運搬を委託

これに対して、収集運搬業者が排出事業者から委託を受けた産業廃棄物の運搬を、受託した範囲で他の収集運搬業者に委託することを再委託（外注・アウトソーシング）といいます。上の例では、排出事業者から処分施設までの運搬と積替え保管を受託した収集運搬業者(1)が、積替え保管施設から処分施設までの運搬を収集運搬業者(2)に委託すると再委託となります。

区間委託は、通常の運搬委託と同様であって法的に認められていますが、排出事業者が複数の収集運搬業者と別々に委託契約を締結しないと再委託とみなされる場合があるので注意が必要です。その場合、契約書に記載する「運搬の最終目的地」は、上の例で言うと、収集運搬業者(1)との契約では同社の積替え保管施設を記載し、収集運搬業者(2)との契約では処分施設を記載することになります。

一方、再委託は、無責任な業者等への再委託が処理についての責任の所在を不明確にし、不法投棄等の不適正処理を誘発するおそれがあることから、原則禁止されていますが、運搬車の故障などの場合に、再委託の基準に従った再委託は一度だけ認められています。そこで、再委託を恒常的に行う場合には、再委託が認められている趣旨に反することになりますので、排出事業者が再委託先と直接契約を締結することが必要です。

※再委託の基準

- ・あらかじめ排出事業者の書面による承諾を受けていること。
- ・委託契約書の必要事項を記載した文書を再受託者に交付すること。
- ・特別管理産業廃棄物については、排出事業者から通知された事項を文書で通知すること。
- ・その他委託基準の例によること。

[法第 14 条第 16 項・第 14 条の 4 第 16 項、施行令第 6 条の 12・第 6 条の 15]

(注) 区間委託又は再委託の場合、マニフェスト交付等状況報告書の記載にあたっては、報告書の 2 行目に収集運搬業者(2)について記入し、運搬受託者欄には、「受託者の氏名・名称」とあわせて、「区間委託」又は「再委託」と記入し、区間委託又は再委託であることが分かるようにしてください。

委託にあたっての注意義務

Q52 平成22年法改正で排出事業者の努力義務に処理状況の確認が追加されたが、必ず実地確認を行わないといけないのか？

A52

排出事業者は、その産業廃棄物の処理を委託する場合に当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされていますが、この措置を行う前提として当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行う責務を有することが明確化されました。

排出事業者が委託先において産業廃棄物の処理が適正に行われていることを確認する方法としては、まず当該処理を委託した産業廃棄物処理業者等の事業の用に供する施設を実地に確認する方法が考えられます。他にはデジタル技術を活用して確認することも可能です。デジタル技術を活用した確認の方法としては、例えば、電磁的記録による許可内容や帳簿等の情報の確認、オンライン会議システム等を用いた処理施設の稼働状況や周辺環境の確認、情報通信機器を使用して産業廃棄物処理業者への管理体制の聴取を行うことなどが考えられます。それらが困難な場合又はそれらに合わせて行う方法としては、次のような委託先が公表している情報により当該産業廃棄物の処理が適正に行われていることを間接的に確認する方法も考えられます。いずれの場合にも確認の結果を記録として保存しておくことが望まれます。

○優良認定処理業者に処理を委託している場合は、処理業者による産業廃棄物の処理状況に関するインターネットによる公表情報

○産業廃棄物処理施設（焼却施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、PCB 関連施設、最終処分場に限る）の維持管理の状況に関するインターネットによる公表情報

この規定は、努力義務であるため刑事罰の対象となることはありませんが、処理を委託した産業廃棄物が不法投棄された場合等に排出事業者が原状回復等の措置命令の対象となる場合として、「この規定の趣旨に照らし排出事業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき」が定められています（法第 19 条の 6 第 1 項）。

Q53 処理状況の確認努力義務について、中間処理業者に委託している場合は、中間処理後の産業廃棄物の最終処分場の確認まで必要か？

A53

中間処理業者が排出事業者としての立場で最終処分場における処理状況の確認を行うこととなります。

排出事業者は、中間処理業者から情報提供を受けることによって、

- ・ 中間処理業者と最終処分業者との契約書や二次マニフェストの写し
- ・ 最終処分業者の許可証の写し
- ・ 最終処分場の残存容量

等の資料を確認し、必要に応じて現地を確認することやデジタル技術の活用等により施設の状況を確認することが望めます。なお、確認した資料は中間処理業者との契約書とともに保管しておくことが望めます。（委託基準では、委託契約書に添付すべき書面とはされておりません。）

Q54 平成22年法改正で規定された処理困難通知を受けた排出事業者はどうすればいいのか？

A54

処理困難通知は、産業廃棄物の処理を受託した産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由※が生じたときに、適正な処理が困難となった産業廃棄物に係る委託契約を締結している排出事業者全てに通知しなければならないものです。

※困難となる事由：破損その他の事故による保管上限到達、事業の廃止、施設の休廃止、埋立終了（最終処分場）、欠格要件該当、行政処分

また、当該通知を受けた排出事業者は、速やかに処理の状況を把握し、適切な措置（生活環境の保全上の支障の除去等）を講ずるとともに、マニフェストの返送を受けていない場合は、「措置内容等報告書」を知事（又は政令市長）に提出しなければなりません。このように、処理困難通知を受けた排出事業者が講じるべき措置を、マニフェストが返送されない場合等に講じるべき措置とリンクさせたことによって、処理困難通知の制度は、排出事業者にとって委託した産業廃棄物についての結果責任につながる重要な意味を持つことになりました。これは、委託した産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがある場合には、処理困難通知を受けて適正な措置を講じなかった排出事業者も措置命令の対象とされたためです。（法第19条の5）

処理困難通知を受けた排出事業者は、例えば処理料金を支払い済みであっても、処理の状況を把握し、適切な措置を講じなければなりません。適切な措置の例としては、

- ・ その処理業者に新たな処理委託を行わないこと。
- ・ 委託契約を解除して他の処理業者等に処分を委託し直すこと。
- ・ 再委託可能な場合は、その処理業者に依頼して他の処理業者に再委託基

準に則って再委託させること。

などが考えられますが、具体的な措置の内容については、個別の状況に応じて異なります。

なお、その処理業者に引き渡した産業廃棄物について処理が終了した旨のマニフェストの送付を受けていない場合は、通知を受けた日から 30 日以内に「措置内容等報告書」を所管の行政に提出しなければなりません。

Q55 「適正な対価を負担していないとき」には措置命令の対象となる場合があるが、「適正な対価」とは何か？

A55

「適正な対価を負担していないとき」について、環境省は、「一般的に行われている方法で処理するために必要とされる処理料金からみて著しく低廉な料金で委託すること（実質的に著しく低廉な処理費用を負担している場合を含む。）をいうものである」としており、その目安としては、「その地域における当該産業廃棄物の一般的な処理料金の半値程度又はそれを下回るような料金」としています。（平成17年8月12日、各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長あて、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「行政処分の指針について」）

「一般的な処理料金」については、処理業者の団体等から情報を入手することが考えられますが、処理業者の団体等が標準的な処理料金を提示することはカルテルになりかねず、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（独占禁止法）に抵触するおそれがあることに留意してください。

産業廃棄物の処理料金は、一般的には、分別の状況、委託量、委託頻度、処分方法、運搬距離等によって異なります。そこで、適正処理料金について検討する具体的な方法としては、同じ地域で同様な処理方法を行っている業者の中から複数の見積もりを取るなどできるだけ多くの情報を入手するとともに、その確実性・信頼性を考慮して、地域における適正価格を把握していく等の方法が考えられます。

また、法第19条の6では、「産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたとき」も措置命令の対象となる場合として規定しています。そのため、委託先において不適正処理が行われる可能性が高いと判断される場合や、そのような情報を入手したにもかかわらず漫然と委託を続け不適正処理を回避するための措置を何ら講じず、結果的に不適正処理を招いた場合にも原状回復のための措置命令の対象となる場合があることに留意してください。

マニフェスト制度

マニフェスト制度の運用

Q56 産業廃棄物の処理に使われるマニフェストと選挙のときに使われるマニフェストはどう違うのか？

A56

産業廃棄物管理票の通称名であるマニフェスト（manifest）の語源は、「船などの積荷目録」を意味するフランス語であり、政党の公約・宣言などの意味で用いるマニフェスト（manifesto）と同じく、語源的には「はっきりと指し示す」という意味のラテン語に由来します。このように語源は同じでも、綴りも発音も異なる別の言葉です。

産業廃棄物のマニフェストは、もともとは、アメリカで1976年に制定された

資源保全再生法（RCRA）の中で有害廃棄物を管理するシステムとして採用されたものであり、平成 2 年に当時の厚生省の行政指導により我が国にも導入されましたが、その後、廃棄物処理法の改正によって義務化されました。

平成 5 年 4 月：特別管理産業廃棄物について義務化

平成 10 年 12 月：すべての産業廃棄物について義務化

平成 13 年 4 月：最終処分の確認まで義務化

平成 23 年 4 月：処理業者がマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けることを禁止

Q57 排出事業者がマニフェストの交付等の事務を代行してもらえるのはどう いう場合か？

A57

産業廃棄物を運搬受託者に引き渡すまでの集荷場所を排出事業者を提供しているという実態がある場合に、当該集荷場所の提供者が排出事業者からの依頼を受けて自らの名義においてマニフェストを交付し、返送マニフェストの確認及び保存等の事務（マニフェスト交付状況等報告書の提出を含む）を行うことができます。

（例）・ビルの管理会社が当該ビルの賃借人（テナント）の産業廃棄物の集荷場所を提供する場合

（注）ビルの共用部分から発生する産業廃棄物（し尿を含まないビルピット汚泥等）は、ビル管理会社が排出事業者になります。

なお、し尿を含むビルピット汚泥は一般廃棄物です。

- ・農業協同組合等が農業者の排出する廃プラスチック類の集荷場所を提供する場合
- ・自動車のディーラーが顧客である事業者の排出する使用済自動車の集荷場所を提供する場合
- ・医師会等関係団体が医療機関の排出する水銀血圧計等の集荷場所を提供する場合

ただし、排出事業者と集荷場所の提供者がマニフェストの交付等の事務の代行について、契約書・覚書等で定めておくことが望まれます。また、処理責任は個々の事業者であり、産業廃棄物の処理に係る委託契約は、個々の事業者の名義において別途行われなければなりません。（A41 参照）

なお、この場合には、マニフェスト上の排出事業者と委託契約書上の排出事業者が異なることとなりますが、それが運用上支障がある場合は、個々の事業者からの委任を受けて集荷場所の提供者が委託契約を締結することができます。

Q58 排出事業者が産業廃棄物の引渡し時にマニフェストを交付することが困難な場合にマニフェストの交付事務を代行してもらえるか？

A58

産業廃棄物を運搬受託者に引き渡すまでの集荷場所を排出事業者を提供しているという実態がない場合であっても、次のような場合には、マニフェストの交付事務を代行してもらうことができます。

- ・倉庫会社の倉庫で保管している荷物が産業廃棄物となった場合（荷主が排出事業者）⇒倉庫会社が代行（A11 参照）
- ・販売事業者がユーザーから使用済みの製品の下取りを行う場合（販売事業者が排出事業者）⇒ユーザーが代行（A3 参照）
- ・廃水処理施設等の運転管理業務を委託している場合であって、産業廃棄物の引渡し時に排出事業者が不在の場合⇒運転管理業務受託会社が代行

ただし、この場合でも、当該産業廃棄物が適正に回収・処理されるシステムが確立していることが前提であり、排出事業者と代行者がマニフェストの交付事務の代行について、契約書・覚書等で定めておくことが望めます。

なお、この場合でも処理責任は排出事業者にあり、マニフェストはあくまで排出事業者の名義で交付しますので、マニフェストの「事業者」欄には排出事業者名を記入し、「交付担当者」欄には交付を代行する者の氏名を記入します。また、代行できるのは産業廃棄物を運搬受託者に引き渡す時のマニフェスト交付事務だけであり、返送マニフェストの確認及び保存等の事務（マニフェスト交付状況等報告書の提出を含む）を代行させることはできません。

Q59 産業廃棄物の引き渡し時には計量をしておらず、処分業者において計量している場合、マニフェストにはどのように記載すればよいのか？

A59

排出事業者が委託する産業廃棄物の数量を排出事業者自身が把握しておくことが必要であり、マニフェストの交付に際して、「数量」の欄に記載せずにマニフェストを交付し、処理業者から後日返送されたB2票以下を参考に後で記載することは、廃棄物処理法違反（マニフェストの記載が必要な事項の未記載交付）となります。そこで、排出事業者において計量していなくても、マニフェストを交付するとき（産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すとき）には、〇トントラック1台とかフレコンバッグ〇袋とか記載し、処分業者が計量した数量は、「備考・通信」欄に記入してもらうか、計量結果をマニフェストに貼付して返送してもらうようにしてください。なお、マニフェスト交付等状況報告書の作成にあたっては、「排出量（トン）」は計量した数量を活かして記入してください。

（注）電子マニフェストの場合は、処分業者の計量した数量を確定値として選択することができます。

Q60 収集運搬業者がサービスとしてマニフェストを購入し記載したうえ排出事業者に提供してくれるが問題ないか？

A60

マニフェストの交付義務は排出事業者に課せられています（法第12条の3第1項）ので、あくまで排出事業者が購入して記載するのが原則です。処理業者から提供を受ける場合でも費用は排出事業者が負担することが望めます。

また、マニフェストは排出事業者が委託契約どおりに処理されたことを確認するためのものですので、排出事業者記載欄は、排出事業者が記載するべきです。サービスとして収集運搬業者があらかじめ必要事項を印字したものを使用する場合でも排出事業者は受け渡しの前にその内容及びE票まで確実に記載されているかを確認してください。（「交付担当者」の欄は、必ず排出事業者が記載してください。なお、マニフェストの法定様式では、「交付担当者」の欄に押印することとはされておりませんが、責任の所在を明確にするためにも、交付担当者がサインすることが望めます。）さらに、マニフェスト交付義務違反（不交付、未記載、虚偽記載）に対する罰則（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。両罰規定により行為者とともに法人等に対しても罰金刑適用）は、排出事業者に課せられるものであることに留意してください。

Q61 マニフェストが返送される前に処理料金を支払うことができるか？

A61

マニフェストは、産業廃棄物の適正処理を管理するための伝票であって処理料金を支払うための伝票ではありません。また、廃棄物処理法では、処理料金の支払い方法、支払い時期については、委託基準において特段の規定がありません。

また、処理料金の支払いは契約上の問題であり、マニフェストが返送される前に処理料金を支払っても違法ではありません。しかし、排出事業者責任の趣旨に鑑み、排出事業者としては適正処理を確認してから報酬を支払うことが望ましく、収集運搬業者にはマニフェストB2票の返送確認後に、処分業者にはマニフェストD、E票の返送確認後に、それぞれ処理料金を支払うことが望ましいと考えられます。

Q62 輸送費が売却代金を上回る場合で引渡し側に到着した時点で有価物となる場合、マニフェストの「最終処分を行った場所」はどのように記載するのか？

A62

環境省の「規制改革通知」（H17.3.25）では、いわゆる「運賃による逆有償」「手元マイナス」で売却される場合については、運送段階までは産業廃棄物に該当するが、引取側に到着した時点で廃棄物に該当しなくなる場合があるとの

考え方が示されております。(A16 参照) この場合に、「最終処分を行った場所」は、廃棄物を「卒業」した場所、つまり引取側の再生施設の所在地となります。

また、引取側に到着した時点で廃棄物に該当しなくなる場合、「産業廃棄物の処分の受託者」は存在しないことになり、マニフェストC票以下の運用は不要です。(A票、B1票、B2票のみ使用) 「処分受託者」欄には、売却先の会社名を記入し、このような特殊な運用となっていることが分かるような書面とともに、保存しておくことが望まれます。なお、「処分の受託」欄(受託者の会社名・処分担当者の氏名)については、売却先に記入してもらうことが望まれるものの、売却先には記入する法的義務がありませんので、空欄のままにしておくことも可能です。(排出事業者又は収集運搬業者が「処分の受託」欄に記入することは適当ではありません。)(A63 参照)

なお、廃棄物処理法でいう「最終処分」とは、埋立処分(及び例外的に海洋投入処分)だけでなく、再生も含む概念であることに留意してください。

Q63 複数の飲食店から無償で廃油を回収する収集運搬業者が、再生業者に有償で売却する場合、マニフェストの「最終処分を行った場所」はどのように記載するのか？

A63

飲食店は無償で廃油を引き渡しているため、産業廃棄物の処理委託となってマニフェストの交付が必要であり、収集運搬過程については産業廃棄物として規制されます。しかし、再生業者には有償で売却していることから再生業者には有価物として引き渡していることになり、廃棄物に該当しなくなっていますので、「産業廃棄物の処分の受託者」は存在しないことになり、マニフェストC票以下の運用は不要です。(A票、B1票、B2票のみ使用) 「処分受託者」欄には、再生業者の会社名を記入し、このような特殊な運用となっていることが分かるような書面とともに、保存しておくことが望まれます。なお、「処分の受託」欄(受託者の会社名・処分担当者の氏名)については、再生業者に記入してもらうことが望まれるものの、再生業者には記入する法的義務がありませんので、空欄のままにしておくことも可能です。(排出事業者又は収集運搬業者が「処分の受託」欄に記入することは適当ではありません。)

また、「最終処分を行った場所」は、再生業者の所在地を記入します。(A62 参照)

なお、廃棄物処理法でいう「最終処分」とは、埋立処分(及び例外的に海洋投入処分)だけでなく、再生も含む概念であることに留意してください。

Q64 中間処理業者において再生されている場合、マニフェストの「最終処分を行った場所」はどのように記載するのか？

A64

廃棄物処理法でいう最終処分とは、「埋立処分、海洋投入処分又は再生をいう」とされ、中間処理業者とは、「発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう」とされています。（法第12条第5項）しかし、産業廃棄物に破碎、分別、蒸留、溶融等の処理を加えて再生する産業廃棄物処分業者の事業の区分は、最終処分業ではなく、中間処理業（再生を含む）とされています。

従って、再生後に残さが発生せず全量再生利用される場合は、当該産業廃棄物処分業者の事業の区分が、中間処理業（再生を含む）であったとしても、当該中間処理業者が最終処分（再生）を行ったこととなりますので当該中間処理業者の施設の所在地を「最終処分を行った場所」として記載してください。また、再生後に残さが発生する場合、例えば、廃溶剤の蒸留再生に伴い蒸留残さが発生する場合や鉋さいの破碎・粒度調整による路盤材の製造に伴い製品に不適の鉋さいが発生する場合は、それらの産業廃棄物は中間処理後産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物）に該当しますので、それらの産業廃棄物の最終処分場所を「最終処分を行った場所」として記載してください。なお、再生に伴い発生する産業廃棄物であっても、廃水処理施設で生じる汚泥、集塵機で捕集された粉じん、作業員が使用した保護具などは、中間処理業者が新たに発生させた産業廃棄物であって、中間処理後産業廃棄物とはならないことに留意してください。

Q65 返送されたマニフェストに虚偽記載があったことが後日判明した。この場合でも排出事業者は措置命令（法第19条の5）の対象になるか？

A65

排出事業者は、返送されたマニフェストD票・E票で適正処理を確認したにもかかわらず、実際にはその産業廃棄物は処理されずに野積みされていたことが分かった場合は、返送されたマニフェストD票・E票は虚偽記載であったこととなります。

排出事業者は、虚偽記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講じるとともに、虚偽の記載のあることを知った日から30日以内に所管行政に「措置内容等報告書」を提出しなければならず（法第12条の3第8項、施行規則第8条の29）、これらの規定に違反した排出事業者は、措置命令の対象となります。（法第19条の5第1項第3号へ）

そのため、マニフェスト交付者は、返送されたマニフェストに記載漏れや虚偽記載がないかについて細心の注意を払って確認する必要があります。しかし、マニフェスト交付者が虚偽記載であることを見抜くことが困難な場合についてまで、措置内容等報告書の未提出等を理由に措置命令の対象とすることは想定しておりません。

(注) マニフェスト交付者は、委託契約書及びマニフェストA票と処理業者から送付を受けたB 2 票、D 票、E 票を照合し、委託契約どおりに運搬及び処分が終了したことを確認しなければなりません。この際、マニフェストの法定様式では記載事項とされていませんが、マニフェストB 2 票、D 票、E 票について、それぞれ委託契約どおりに処理されたかを照合確認した日を記載しておくことが望まれます。

Q66 複数の中間処理業者を経た後に最終処分される場合でも、マニフェストE票の返送期限（交付の日から180日以内）は変わらないか？

A66

中間処理後の産業廃棄物が、さらに中間処理を繰り返してから最終処分される場合があります。例えば、中間処理業者(1)に破碎処理を委託し、破碎後の産業廃棄物がさらに中間処理業者(2)（焼却処理）、中間処理業者(3)（コンクリート固型化処理）を経て最終処分業者によって埋立処分される場合は、中間処理業者は中間処理後産業廃棄物について順次マニフェストを交付することになります。

中間処理業者(1)：二次マニフェスト（破碎後の産業廃棄物の処理委託）

中間処理業者(2)：三次マニフェスト（焼却後の燃え殻の処理委託）

中間処理業者(3)：四次マニフェスト（コンクリート固型化後の13号廃棄物の処理委託）

この場合は、中間処理業者(3)が四次マニフェストのE票で最終処分を確認し、その後、中間処理業者(2)、中間処理業者(1)が順次マニフェストE票を送付することによって、排出事業者は、中間処理業者(1)から一次マニフェストのE票の送付を受けて最終処分を確認することになります。

この場合でも、排出事業者が一次マニフェストE票の送付を受けるまでの期間については、廃棄物処理法に特別の規定はありませんので、180日であることに変わりはありません。

なお、例えば焼却処理の場合、中間処理後産業廃棄物とは、焼却後の燃え殻をいうものであって、焼却に伴って生じたばいじんや汚泥は、中間処理後産業廃棄物ではありません。この場合のばいじんや汚泥については、中間処理業者が排出事業者となって一次マニフェストを交付するものであることに留意してください。

また、このように複数の中間処理業者を経て最終処分される場合に、排出事

業者が中間処理業者(1)と締結する委託契約書における法定記載事項は、「最終処分の場所の所在地、最終処分方法及最終処分に係る施設の処理能力」です(施行令第6条の2第4号ホ)が、最終処分されるまでのすべての中間処理業者についても、法定記載事項に準じて記載しておくことが望まれます。

Q67 処理業者がマニフェストを紛失したため再交付を求められた。再交付をしてもよいか？

A67

マニフェストは産業廃棄物の処理業者への引渡しと同時に交付するものであり、後日再交付することはできません。

処理業者がマニフェストを紛失した場合は、収集運搬業者又は処分業者の手元に残っているマニフェストをコピーしたものをD票又はE票として使用するなど状況に応じて対応してください。

例えば処分業者が送付するマニフェストD票、E票を紛失した場合は、マニフェストC1票をコピーし、事情が分かるように備考欄に必要な事項を記載したうえで使用するなどの方法が考えられます。

なお、電子マニフェストを使用すれば、マニフェストの保存の必要がなく返送に必要なコストや郵便事故による紛失リスクを回避できるなど多くのメリットがあるため、大阪府では電子マニフェストの利用を推奨しております。

マニフェスト交付等状況報告書

Q68 マニフェスト交付等状況報告書について一つの報告書で複数の排出事業所の報告をすることができるか？

A68

マニフェスト交付等状況報告書は、排出事業所ごとに作成して提出することが基本です。しかし、電鉄会社の駅舎のように同じ事業活動を行う事業所が大阪府の所管する区域内に多数存在する場合は、事務の簡素化を図るため、様式にこだわらず、同じ報告者(排出事業者)が一つの報告書に複数の事業所名を記載したうえ、事業所ごとに必要な内容が記載されているのであれば、一つの報告書にまとめていただいても差し支えありません。

なお、電子マニフェストを使用すれば、マニフェスト交付等状況報告書を提出する必要がないなど多くのメリットがあるため、大阪府では電子マニフェストの利用を推奨しております。

Q69 マニフェスト交付等状況報告書を電子申請したいが、どのようにすればよいか？

A69

マニフェスト交付等状況報告制度は、平成12年の規制緩和改正によって平成13年4月から当分の間適用が猶予されていましたが、平成20年度より再開さ

れました。この報告書は、産業廃棄物の排出量やマニフェスト交付枚数にかかわらず提出義務があるため、排出事業者の皆様には大きな負担となっています。大阪府では少しでも負担を軽減するため、電子マニフェストの利用を推奨するとともに、大阪府のホームページ*から電子申請により報告書を提出できるようにしております。

<https://www.shinsei.pref.osaka.jp/eas/s/index.do?tetudukiid=2007080003>

※大阪府のホームページ（トップページ）→環境・リサイクル→産業廃棄物
→産業廃棄物を排出する事業者（建設業者以外）の皆様へ
→メニューの【排出事業者向け】産業廃棄物管理票交付等状況報告書
→提出方法→電子申請（電子申請はこちら）

電子申請の操作方法に関するお問合せは、上記ホームページ記載のインターネット申請・申込みヘルプデスク（府民お問合せセンター）へ。

インターネットに接続したパソコンがあれば、いつでもどこからでも報告書を簡単に送信でき、郵送費も不要な電子申請システムのご利用をお奨めします。

なお、郵送の場合はマニフェスト交付等状況報告書を 1 部提出願います。報告書を提出した記録が必要な事業者の方については、返信用封筒（切手貼付）の同封ではなく、以下のいずれかの方法で対応願います。

（電子申請の場合）

電子申請が完了すると画面に「大阪府インターネット申請をご利用いただきありがとうございます。大阪府への申請が完了しました。申請内容が大阪府に到達しました」とのメッセージとともに、到達日時、手続名称、法人名、住所などが表示されますので、その画面を印刷して保存しておいてください。

また、到達日時、手続名称などをお知らせする電子メールが送信されますので、保存し活用ください。

（郵送の場合）

発送時に報告書の写しを自ら保存するとともに、簡易書留郵便や書留郵便など発送した記録を保存してください。

Q70 マニフェスト交付等状況報告書について大阪府の様式は何故国が定めた様式と違うのか？

A70

環境省は全国の都道府県・政令市に対し、「報告書の様式については、規則様式第三号を遵守すること」を求めています。（平成 29 年 3 月 31 日付け環廃産発第 1703317 号）

大阪府としては、排出事業者にとって大きな負担となっているマニフェスト交付等状況報告書について、提出していただいた報告書をできるだけ有効に活用しなければならないと考えております。そのため、大阪府に提出のあった膨大な報告書のデータを電子化することによって、内容の検索やデータの集計を効率的に行えるようにしております。この電子化をすることによって、特定の処理業者に処理を委託した排出事業者を検索したり、産業廃棄物の処理実態をより正確に把握することが可能となっております。

産業廃棄物の処理実態の把握には、委託先における処分方法（破碎、焼却、

再生、埋立処分等)の情報が不可欠であるにもかかわらず、国が定める様式(施行規則第8条の27による様式第3号)では抜けているため、大阪府の様式では、処分委託先での「処分方法」を記載していただくこととしております。また、電子化と集計を円滑に行うため、「処分方法」のほか、「業種」「産業廃棄物の種類」「運搬先の住所」「処分場所の住所」について、コード番号を記載していただくとともに、報告書の内容をより正確なものとするための大阪府から報告者への問合せをさせていただくため「担当者名」を記載していただいているものです。

なお、排出事業者の皆様には、府の様式、国の様式のいずれをお使いいただいても結構です。様式は大阪府のホームページ※からダウンロードしてご利用ください。

(産業廃棄物管理票交付等状況報告書様式及び記入例等のダウンロード先)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/report/plan-delivery.html>

※大阪府のホームページ(トップページ)→環境・リサイクル→産業廃棄物
→産業廃棄物を排出する事業者(建設業者以外)の皆様へ
→メニューの申請・届出・報告【様式はこちら】
→産業廃棄物管理票交付等状況報告書
→産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式及び記入例等のダウンロード

Q71 マニフェスト交付等状況報告書の記載方法等は？

A71

これまでに多かった問合せは次のとおりです。(A70 参照)

(大阪府の独自様式を p51 に示しておりますので、ご参照ください。)

【報告者】

- ・ 誰が報告者になるのか？(A44、A57、A68 参照)
⇒前年度に産業廃棄物の処理(運搬、処分)を委託し、マニフェストを交付した者(排出事業者)です。
- ・ 公の施設の場合の指定管理者は排出事業者になれるか？
⇒排出事業者になることができます。
- ・ 清掃業者は排出事業者になれるか？
⇒清掃業者は排出事業者ではありませんので、報告者にはなれません。(A8 参照)
- ・ 報告書への押印は必要か？
⇒不要です。

【業種】

- ・ 業種の分類は何を使うのか？
⇒日本標準産業分類(平成25年10月改定)の中分類の業種を記入してください。

平成 年 月 日

大阪府知事 殿
(大阪府泉州農と緑の総合事務所長)
(市長)

名 所
氏 住

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

[illegible]

- ・ 事業ごとの該当業種は？

⇒動物病院、ペットクリニック：74 技術サービス業（他に分類されないもの）

歯科技工所：83 医療業

燃料小売業（ガソリンスタンド）：60 その他の小売業

調剤薬局、薬店：60 その他の小売業

百貨店、総合スーパー：56 各種商品小売業

コンビニエンスストア：58 飲食料品小売業

写真現像・焼付け業：74 技術サービス業（他に分類されないもの）

生コンクリート製造業：21 窯業・土石製品製造業

自動車小売業、自転車小売業：59 機械器具小売業

なお、公共機関の業種については次のとおりです。

本来の立法事務、行政事務に限定：98 地方公務又は 97 国家公務

下水処理場、浄水場：36 水道業

土木事務所：74 技術サービス業（他に分類されないもの）

清掃事務所：88 廃棄物処理業

保健所：84 保健衛生

- ・ 業種が複数にまたがる場合は？

⇒同一事業所において複数の業種にまたがる事業を行っている場合には、製造品出荷額・生産量等が最も多い事業ではなく、産業廃棄物の排出量が最も多い事業に該当する業種を記載してください。業種ごとに分けて報告書を作成する必要はありません。

【提出先】

- ・ 事業者の本社所在地を管轄する行政庁か？

⇒本社所在地ではなく産業廃棄物を排出した事業所所在地を管轄する行政庁（大阪府又は政令市）に提出してください。

【報告書最左欄の「番号」】

- ・ この欄には何を記載するのか？

⇒産業廃棄物の種類ごと、処理ルート（収集運搬業者、処分業者が同一のルート）ごとに一連の番号を記載してください。

- ・ 区間委託の場合の記載方法は？

⇒積替え保管施設を介した区間委託の場合は、2行に分けて記載しますが（1行目は排出事業所から積替え保管施設まで、2行目は積替え保管施設から処分施設まで）、番号は同一の番号を記載してください。なお、2行目の「運搬受託者の氏名又は名称」の欄には、受託者の氏名又は名称とあわせて「区間委託」と記入してください。

【産業廃棄物の種類及びコード】

- ・ 一般廃棄物や「専ら物」についてはどのように書くのか？

⇒一般廃棄物や「専ら物」等マニフェストの交付が不要なものについては、例えマニフェストを交付した場合でも記載しないでください。（報告の対象ではありません。）（A46 参照） 特に、紙くず、木くずなど業種限定のあるものは、産業廃棄物に該当する場合にのみ記入することに留意してください。

- ・ 複数の種類の産業廃棄物について混合して運搬した場合はどのように書くのか？

⇒ 複数の種類の産業廃棄物が排出段階で一体不可分の状態で混合している場合は、「産業廃棄物の種類」欄に、その混合物の名称（シュレッダーダスト、プリント配線板、鉛蓄電池、乾電池、蛍光灯等）を記載してください。その場合のマニフェストの交付にあたっては、1 通のマニフェストに該当する産業廃棄物の種類欄に複数のチェックをしたうえ、「産業廃棄物の名称」としてその混合物の名称を記載することが望まれます。（「産業廃棄物の名称」はマニフェストの法定記載事項ではありません。）

それ以外の場合は、同じ車両に積み合わせて運搬する場合でも、マニフェストは産業廃棄物の種類ごとに 1 通ずつ交付する必要があります。（一体不可分の状態で混合しているのではなく、分別されているものを同じ車両に積み合わせて運搬する場合に、一枚のマニフェストで産業廃棄物の種類欄に複数のチェックをしている場合は、運用を改めてください。もし前年度にこのような状態で交付したマニフェストがある場合は、産業廃棄物の種類は量の最も多い種類を記載してください。）

【排出量（t）】（A59 参照）

- ・ 容量でしか分からない場合はどうするのか？

⇒マニフェストの数量が容量で記載されている場合は、重量（トン）に換算して記載してください。

例：容量（リットル）×比重÷1,000＝重量（トン）

重量への換算に当たっては、当該産業廃棄物の推定比重を用いることとし、比重が推定できない場合は、大阪府のホームページ*記載の換算係数（t/m³）を参考としてください。

※大阪府のホームページ（トップページ）→環境・リサイクル→

→産業廃棄物を排出する事業者（建設業者以外）の皆様へ

→メニューの申請・届出・報告【様式はこちら】

→産業廃棄物管理票交付等状況報告書

→産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式及び記入例等のダウンロード

→手引きの別添「産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）」

- ・ 排出量は小数点何位まで記載するのか？

⇒小数点第 2 位（10 k g）まで記載してください。（小数点第 3 位を四捨五入） ただし、最小値は、小数点第 3 位（0.001 トン＝1 k g）までと

して記載し、1 k gに満たない場合は、「<0.001」トンと記載してください。

【報告書最右欄の「処分場所の住所及びコード」】

- ・ 「運搬先の住所及びコード」と同じことを記載するのか？
⇒「運搬先の住所及びコード」と異なる場合のみ記入してください。従って運搬を区間委託する場合の収集運搬業者(1)（「運搬先の住所」は積替え保管施設、「処分場所の住所」は処分施設）等の場合にのみ記入することとし、通常は、運搬先の住所と処分場所の住所が同一であるので、この欄は、空白にしておくか斜線を引いてください。（A51 参照）

【産業廃棄物処理業者の許可番号】

- ・ 運搬受託者の許可番号は、どの行政庁の許可番号か？
⇒積込み場所（排出事業所、積替え保管施設）の都道府県知事（政令市長）の許可番号（10桁又は11桁）を記載してください。
（注）許可番号の下6桁は業者ごとの全国共通番号です。（許可行政庁が異なっても同じ番号になります。）
- ・ 処分受託者の許可番号は、どの行政庁の許可番号か？
⇒処分場所（中間処理施設、最終処分場）の都道府県知事（政令市長）の許可番号（10桁又は11桁）を記載してください。
- ・ 許可番号はどうして確認するのか？
⇒産業廃棄物処理委託契約書に添付した許可証の写しを参考にしてください。

【その他】

- ・ 報告書を提出しなかった場合の罰則はあるのか？
⇒直ちに罰則が適用されることはありません。しかし、マニフェスト交付等状況の報告などの義務が行われていない場合、当該事業者に対して知事（又は政令市長）が勧告を行い、事業者がその勧告に従わなかった場合はその旨を公表することがあります。また、当該公表の後にも必要な措置が執られなかった場合は、その措置を執るべきことを命じることがあります（命令違反には罰則（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。両罰規定により行為者とともに法人等に対しても罰金刑適用）が適用されます）。

電子マニフェスト

Q72 電子マニフェストを使用したいが処理業者が加入していない場合はどうなるか？

A72

電子マニフェストシステムは、マニフェスト情報を電子情報化し、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の三者間で「情報処理センター」を介してマニフ

ェスト情報のやりとりを行うシステムです。「情報処理センター」には、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが指定されており(法第 13 条の 2)、大阪府では電子マニフェストには多くのメリットがあることから、電子マニフェストの利用を推奨しております。

排出事業者にとっての電子マニフェストのメリットとしては、パターン処理ができるので入力やデータ管理が容易になり、情報の集計等に活用することができることなど事務の効率化につながる、マニフェストの返送や保存が不要であること、電子マニフェストシステムに登録された情報は、「情報処理センター」が行政に報告するためマニフェスト交付等状況報告書の提出が不要となることなどがあげられます。その他、マニフェストの記載漏れや偽造を防止することができ、処理終了報告の確認期限を自動的に通知するなど法令遵守のためにも効果的です。また、排出事業者は、排出事業所単位又は排出事業所を管轄する本社・支店・営業所等、任意の単位で電子マニフェストシステムに加入することができます。

ただし、電子マニフェストを利用するためには、排出事業者と収集運搬業者、処分業者の三者がともに電子マニフェストに加入している必要があり、そのうちの二者でも加入していないと電子マニフェストを利用することができません。その場合は、従前どおり紙マニフェストを使用することになり、その分については、マニフェスト交付等状況報告書を提出していただくことになります。

産業廃棄物の処理基準

保管基準

Q73 事業者が自社の産業廃棄物を自ら保管する場合、保管数量の上限基準は適用されるか？

A73

適用されません。

産業廃棄物が事業所の保管場所から収集され処分施設まで運搬される過程での保管については、積替えのための保管のみ認められており、産業廃棄物処理基準(施行令第6条)が適用されて、保管数量の上限(1日当たりの平均的な排出量の7日分を超えないようにすること)が定められています。(施行令第6条第1項第1号ホ) しかし、事業者が自社の産業廃棄物を自社の保管施設で自ら保管する場合には、法第12条第2項により「その産業廃棄物が運搬されるまでの間の技術上の基準(産業廃棄物保管基準)」の遵守が義務付けられており、産業廃棄物保管基準(施行規則第8条)では、収集運搬過程での保管とは違って、保管数量の上限の制限はありません。(A36 参照)

ただし、屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、運搬されるまでの間の保管であっても収集運搬過程での保管の場合と同様に産業廃棄物の最大積み上げ高さに関する制限が適用されることに留意してください

い。

なお、事業者が工場敷地外に確保した保管施設で自社の産業廃棄物のみを保管する場合も、積替えを目的とした保管でない限り、運搬されるまでの間の技術上の基準（産業廃棄物保管基準：施行規則第8条）が適用されます。

（注）「運搬されるまでの間の技術上の基準」と「収集運搬過程での保管基準」の違い

「運搬されるまでの間の技術上の基準（産業廃棄物保管基準）」（施行規則第8条）

- ① 周囲に囲いが設けられていること
- ② 見やすい箇所に掲示板（60 cm×60 cm以上）が設けられていること
- ③ 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 汚水が生ずるおそれがある場合は、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設け、かつ、底面を不浸透性の材料で覆うこと
 - (2) 屋外において容器を用いずに保管する場合は、最大積み上げ高さを超えないこと
- ④ 保管場所に、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること
- ⑤ 石綿含有産業廃棄物についての規定

「収集運搬過程での保管基準」（施行令第6条第1項第1号ホ）

上記①～⑤の基準に加えて、

- ⑥ 保管は積替え*を行う場合を除き、行ってはならないこと

※積替えの基準

- ・あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること
- ・搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと
- ・搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること

- ⑦ 保管する産業廃棄物の数量が、当該保管場所における一日当たりの平均的な搬出量の7日分を超えないようにすること。

Q74 廃水処理施設に付随する汚泥の脱水ケーキホッパーでの保管には、保管基準が適用されるか？

A74

通常、脱水ケーキホッパーから収集運搬業者の車両に積み込みされることが多く、脱水ケーキホッパーにおける保管は、「産業廃棄物が運搬されるまでの間」の保管となって、産業廃棄物保管基準（規則第8条）が適用されます。従って、

掲示板の設置が必要ですが、「囲いの設置」については、保管基準の趣旨・目的から考えて通常は必要ありません。

投棄禁止規定

Q75 自社工場の敷地内で汚泥を野積みする行為は不法投棄になるか？

A75

廃棄物の不法投棄とは、廃棄物処理法第16条に規定する投棄禁止規定（何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない）に違反する行為をいい、「みだりに捨てる」に該当するかどうかは、廃棄物処理法の趣旨である生活環境の保全及び公衆衛生の向上に照らし、具体的状況を前提として、社会通念上許容されるかどうかで判断されます。

従って、自社工場の敷地内で行われていたとしても、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとの法の趣旨に照らし、社会通念上許容されない場合は、「みだりに廃棄物を捨てる」行為に当たります。自社の敷地内での不法行為を罰することが、憲法で保障された財産権を侵害するということにはなりません。

また、「捨てる」という行為は、「廃棄物を最終的に占有者の手から離して自然に還元することをいい『処分する』ということと同旨である」とされています。（厚生省水道環境部編「廃棄物処理法の解説」）しかし、廃棄物を野積みする行為であっても、その態様、期間等に照らして仮置きなどとは認められず、不要物としてその管理を放棄したものと認められる場合は、「みだりに捨てる」に当たり、投棄禁止規定違反に該当する場合があります。すなわち、野積みした汚泥について、環境汚染を防止するための措置を講じるなどの管理を全く行わないまま、相当長期間にわたって野積み続ける場合は、「みだりに捨てる」に当たる場合があります。

なお、廃棄物処理法第16条に規定する投棄禁止規定違反に対する罰則（法第25条）については、平成15年の廃棄物処理法改正によって未遂罪が設けられたことに留意してください。

Q76 排水系統以外から廃液を排水口に投入する行為は不法投棄になるか？

A76

廃棄物の不法投棄とは、廃棄物処理法第16条に規定する投棄禁止規定（何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない）に違反する行為をいい、「みだりに捨てる」に該当するかどうかは、廃棄物処理法の趣旨である生活環境の保全及び公衆衛生の向上に照らし、具体的状況を前提として、社会通念上許容されるかどうかで判断されます。投棄禁止規定違反に限らず廃棄物処理法違反で処罰されるのは故意犯ですので、不法投棄で処罰されるには、行為者が行為の客観的外形について認識していることが必要ですが、自己の行為が社会通念上許容されないものである旨の認識を持っている必要はないとされています。

従って、排水基準に適合しない廃液を排水系統以外から排水口に投入した場合には、投棄禁止規定違反に該当する場合があります。

Q77 製品が廃棄物となったものや製造工程で生じる不要物を水で溶かし又は水に懸濁させて自社の排水処理施設に投入する行為は不法投棄になるか？

A77

し尿浄化槽などの排水処理施設で本来処理の対象とはしていない固形廃棄物を水で溶かし又は水に懸濁させて投入する行為は、排水処理施設の負荷を高め、放流水の水質を悪化させるおそれがあり、投棄禁止規定違反に該当する場合があります。(A76 参照)

Q78 ビルメンテナンスで発生する床ワックスの剥離廃液を未処理で下水道や公共用水域に放流する行為は不法投棄になるか？

A78

高アルカリ性の剥離廃液を中和凝集沈殿処理して下水道や公共用水域に放流すれば、「みだりに捨てる」とは言えず、投棄禁止規定違反に該当しません。

しかし、何ら処理せずに流す場合は勿論、水で希釈しただけで下水道や公共用水域に放流する行為は、投棄禁止規定違反に該当する場合があります。(A76 参照) この場合、下水道法の基準に適合していることのみをもって、投棄禁止規定違反に当たらないとはいえません。

なお、ビルメンテナンスに伴い発生する剥離廃液の排出事業者は、メンテナンス業者及びビルのオーナーの双方が排出事業者となることができます。(A5 参照)

その他

Q79 焼却設備と熱分解設備の違いは何か？

A79

焼却施設には物を加熱してガス化させた後そのガスを当該施設の別の空間で燃焼させる処理を行う施設を含むものです。熱分解設備（炭化炉を含む）については、加熱により物を分解する施設のうち、燃焼させる処理を伴わないものは焼却設備に該当しませんが、燃焼させる処理を伴うものは焼却設備に該当します。従って、熱分解設備の場合に熱分解によって炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、廃棄物の処理に伴い生じた不要なガスを燃焼以外の方法で適正に処理することが必要です。ただし、処理した産業廃棄物の重量、生成した炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した産業廃棄物の重量の 40%以上であり、かつ、処理に伴って生じたガス

のうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した産業廃棄物の重量の25%以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあっては、この限りではありません。（施行令第6条第1項第2号イでその例によることとされた政令第3条第2号ロの規定による施行規則第1条の7の2）

なお、熱分解設備は、産業廃棄物の焼却施設には該当しませんが、熱分解設備の構造及び熱分解の方法に関する基準を遵守する必要があるほか、廃棄物処理法第21条の2の規定による事故時の措置が必要となる特定処理施設（施行令第24条）には、「熱分解設備が設けられている処理施設であって処理能力が1トン／日以上のもので」が含まれることに留意してください。

多量排出事業者制度

Q80 同一敷地内に複数のグループ企業がある場合、グループの代表がグループ全体の多量排出事業者処理計画書等を提出してよいのか？

A80

多量排出事業者制度は、排出事業者の自主的な産業廃棄物の排出抑制や減量化の取組みを推進する制度であり、同一敷地内で製造工程等が有機的に関連している企業グループにあっては、複数のグループ企業が連携してグループ全体として自主的取組を推進することが合理的な場合がありますので、グループ全体として多量排出事業者となって処理計画書・実施状況報告書を提出することができます。この場合、全体計画の中で排出事業者責任を有する個々の企業間の関係を明らかにすることが望まれます。

Q81 多量排出事業者制度該当の要件である産業廃棄物発生量について、汚泥については脱水後の量でとらえてよいのか？

A81

脱水前の汚泥（スラリー）の量でとらえてください。

汚泥の脱水施設は排水処理工程の一部であって、汚泥の発生量を脱水ケーキの量で把握しているところが多いという実態があるものの、汚泥の発生量を把握する時点については、汚泥が発生した時点すなわち脱水前の時点としております。

これは、汚泥の脱水は、排出事業者が行う場合もあれば中間処理業者に委託して行われる場合もあり多種多様であること、また脱水処理は焼却処理と同様に中間処理として位置づけられ、脱水ケーキは中間処理後の産業廃棄物となるからです。従って、汚泥の産業廃棄物としての発生量は、発生段階での量とすることが適切であり、多量排出事業者の要件（前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上）も、脱水前の汚泥の量でとらえてください。なお、脱水前のスラリーの量を把握していない場合は、脱水ケーキの量に基づき、脱水前後の汚

泥の含水率から計算により求めるようにしてください。

ただし、製品の生産工程又は一連のプロセスの中に汚泥の脱水工程が組み込まれている場合は、脱水後の量で把握します。

Q82 自社の他事業場から搬入した産業廃棄物を処理している場合、処理計画書等はどのように記載するのか？

A82

排出量は、事業場内で生じる産業廃棄物排出量（中間処理されることなく他人に有償で売却する副産物等を除く）の総量について記入することとし、他事業場からの搬入量を含めないでください。

例えば、A工場で発生する汚泥 a トンを、同一会社のB工場で発生する汚泥 b トンとあわせてB工場において中間処理（脱水）する場合は、次のように記載してください。

A工場：排出量は a トン。

以下、「自ら中間処理した量」「自ら中間処理した後の残さ量」「自ら中間処理により減量した量」「直接及び自ら中間処理した後の処理委託量」等は、すべてゼロ。

この場合、自社のB工場に搬出して中間処理していることを注釈として記載してください。

B工場：排出量は b トン。

「自ら中間処理した量」は、(a + b) トン。

以下、「自ら中間処理した後の残さ量」「自ら中間処理により減量した量」「直接及び自ら中間処理した後の処理委託量」等は、(a + b) トンの汚泥の処理に係る量を記載してください。

この場合、自社のA工場から搬入した汚泥 a トンをあわせて中間処理していることを注釈として記載してください。

なお、上記の例において、B工場で中間処理している汚泥の量 ((a + b) トン) が 1,000 トン／年以上であっても、B工場で発生する汚泥の量 (b トン) が 1,000 トン／年未満であれば、B工場は多量排出事業者制度の対象事業所とはならないことに留意してください。

また、発生した産業廃棄物を自社で中間処理（脱水等）した後、中間処理後産業廃棄物を自社の他事業場で自家処理する場合も、「自ら中間処理した量」と「自ら中間処理した後の残さ量」「自ら中間処理により減量した量」をそれぞれ記入し、「直接及び自ら中間処理した後の処理委託量」はゼロとしてください。この場合も同様に、中間処理後産業廃棄物を自社の他事業場に搬出して処理していることを注釈として記載してください。

Q83 「再生利用業者への処理委託量」「熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量」はどのように記載するのか？

A83

再生利用業者への処理委託量

中間処理業者への処理委託量のうち、再生利用を委託した量を記載してください。この場合の再生利用とは、産業廃棄物の全部又は一部を原材料として利用することであり、製品（同種製品又は異種製品）の原料として利用することのほか、金属等の物質回収、再利用（リユース）、燃料製造（RDF、RPF、木質チップ等の製造及び熱分解施設による燃料油・燃料ガスの製造等）等をいいます。（登録廃棄物再生事業者、環境大臣による再生利用認定業者、知事等による再生利用指定業者に委託する場合に限られるものではありません。）

熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

中間処理業者への処理委託量のうち、熱回収（サーマルリカバリー）を行う業者へ、焼却処理又は溶融処理を委託した量を記載してください。（「熱回収認定業者への処理委託量」は別欄に記載します。）

この場合の、熱回収を行う業者とは、次のような方法で熱回収を行っている業者が考えられます。

- ・発電
- ・温水製造、冷暖房機器での利用
- ・関連施設（乾燥施設、濃縮施設等）での利用

なお、上記の方法での熱回収を行っておらず、次のような方法による熱回収のみである場合は、熱回収を行う業者への処理委託量には含めないでください。

- ・燃烧用空気の予熱
- ・白煙防止のための排ガス再加熱
- ・排煙脱硝のための排ガス再加熱
- ・ボイラーの給水加熱（エコノマイザー）

廃棄物の種類ごとのQ A

医療廃棄物

医療廃棄物の分別

Q84 診療所においては廃棄物をどのように分別して委託処理すればよいのか？

A84

医療関係機関等において発生する廃棄物は、通常、次の3つに区分して管理する必要があります。感染性産業廃棄物を一般廃棄物として市町村の処理施設に搬入するなどの不適正処理が起きないように適切に分別して保管し、それぞれの委託先に処理を委託してください。

①事業系一般廃棄物（非感染性）

診察室や待合室などで発生する紙くず、繊維くず等

（例） 紙ごみ、血液等の付着の程度が少ないガーゼ、包帯、脱脂綿等。ただし、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（以下「マニュアル」といいます。）で定められた手術室、検査室などの排出場所において治療、検査等に使用された後、排出されたものは、③の感染性一般廃棄物となります。

【処理委託先】 市町村の定めるところにより事業系ごみとして市町村に処理委託又は許可のある一般廃棄物処理業者に委託（「専ら物」を除く）

②産業廃棄物（非感染性）

診察室などで発生する血液等の付着の程度が少ない廃プラスチック類、ガラス・陶磁器くず、廃酸、廃アルカリ等

（例） 血液等の付着の程度が少ないプラスチック製の容器・チューブ・手袋等、レントゲンフィルム、レントゲン廃液。ただし、マニュアルで定められた手術室、検査室などの排出場所において治療、検査等に使用された後、排出されたものは、③の感染性産業廃棄物となります。

【処理委託先】 許可のある産業廃棄物処理業者に委託（「専ら物」を除く）

③ 感染性廃棄物（感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物の混合可）

感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物（特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物に該当）

なお、感染性廃棄物について、「②産業廃棄物（非感染性）」と別の形態、方式で処理を行う場合は、分別することが必須となりますが、分別することによる感染リスクがある場合など分別が困難な場合には、全体を感染性廃棄物として併せて処理することができます。

（例） 感染性一般廃棄物

臓器、血液等が多量に付着したガーゼ・脱脂綿・リネン類

感染性産業廃棄物

注射針、メス、破損したガラス製品等鋭利なもの、血液、血液が含まれるチューブ

感染性廃棄物については、廃棄物の取扱者に廃棄物の種類が判別できるようにし、梱包やその後の処理が安全かつ適正に行うことができるようにするため、マニュアルにおいて、その性状に応じて次の3種類に区分して容器に密閉し、性状に応じた色のバイオハザードマークを付けることを推奨しています。

- ・液状又は泥状のもの（血液等）

- ：赤色のバイオハザードマーク（廃液等が漏洩しない密閉容器）

- ・固形状のもの（血液等が多量に付着したガーゼ等）

- ：橙色のバイオハザードマーク（丈夫な二重のプラスチック袋又は堅牢

な容器)

・鋭利なもの（注射針等）

：黄色のバイオハザードマーク（耐貫通性のある堅牢な容器）

【処理委託先】 感染性産業廃棄物の許可のある特別管理産業廃棄物処理業者に委託

参考：廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>

Q85 性状の異なる感染性廃棄物を同一の容器に収納している場合は何色のバイオハザードマークを付けるのか？

A85

マニュアルでは、感染性廃棄物を、その性状に応じて3種類に区分して容器に密閉し、性状に応じた色のバイオハザードマークを付けることを推奨しています。（A84 参照）

しかし、感染性廃棄物の排出量が少なく保管場所が狭隘である等の理由で、性状に応じて分別保管することが困難であるため、液状・泥状のものや固形状のものに注射針等鋭利なものを混合して容器に収納している場合は、廃液等が漏洩しない密閉容器であり、かつ、耐貫通性のある堅牢な容器を使用したうえ、廃棄物の取扱者の針刺し事故を防止するため、黄色のバイオハザードマークを付けることが望まれます。

感染性廃棄物の判断

Q86 血液の付着したガーゼや包帯等はすべて感染性廃棄物か？

A86

感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物については、その定義が比較的厳密に定められています。^{*} しかし、感染性産業廃棄物は、その発生施設（医療関係機関等^{**}）は、政令及び規則で定められているものの、その定義は、「感染性病原体（人が感染し又は感染するおそれのある病原体）が含まれ若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」という漠然とした定義しかされておりません。

※特別管理産業廃棄物の定義（例）

腐食性廃酸・腐食性廃アルカリ：pHで規定

特定有害産業廃棄物（廃石綿等）：吹き付け石綿等を具体的に特定

特定有害産業廃棄物（汚泥、廃油等）：発生施設、有害物質の種類を特定したうえ、判定基準を規定

※※医療関係機関等（施行令別表第1の4の項・施行規則第1条第5項に掲げる施設）

病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療

施設、試験研究機関（医学・歯学・薬学・獣医学に係るものに限る）

そこで、平成 4 年 8 月に策定されたマニュアルで感染性廃棄物の判断フローが示されましたが、平成 12 年 12 月の行政改革推進本部規制改革委員会の指摘（感染性廃棄物の判断の多くを医師等に委ねていて判断基準が客観性を欠いている等）を踏まえて、平成 16 年 3 月に感染性廃棄物の判断基準の客観性の向上等を内容とするマニュアルの改正が行われました。このときのマニュアル改正によって一定の排出場所（手術室、検査室、感染症病床等）で治療・検査等使用了後排出されたものは、医師等の判断にかかわらずすべて感染性廃棄物に該当するものとされ、客観的な判断が可能となりましたが、それ以外の排出場所（診察室、処置室等）で発生する血液等の付着したガーゼ、包帯等については、感染性廃棄物に該当するかどうかは医師等の判断によることとされています。

マニュアルでは感染性廃棄物の該否の判断フローが示され、感染性廃棄物の判断は、「形状の観点」「排出場所の観点」及び「感染症の種類の観点」から客観的に判断することを基本としています。（別図 1 参照）

これによると「排出場所の観点」から、手術室等から排出されるものは全て感染性廃棄物となりますので、手術室等から排出されるガーゼ・包帯等は、血液の付着の程度を問わず感染性廃棄物となります。一方、診察室や処置室から排出されるものは、血液等の付着の程度等の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師、獣医師）によって、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とするとされています。その際の判断の目安としては、例えば多量の血液が付着していることにより血液がこぼれ落ちて周囲を汚染するおそれがあるものを感染性廃棄物とし、血液の付着の程度が少量であるものや乾燥しているものは、非感染性廃棄物とすればよいと考えられます。なお、血液そのものは、感染性廃棄物の判断フローの「形状の観点」から感染性廃棄物となります。

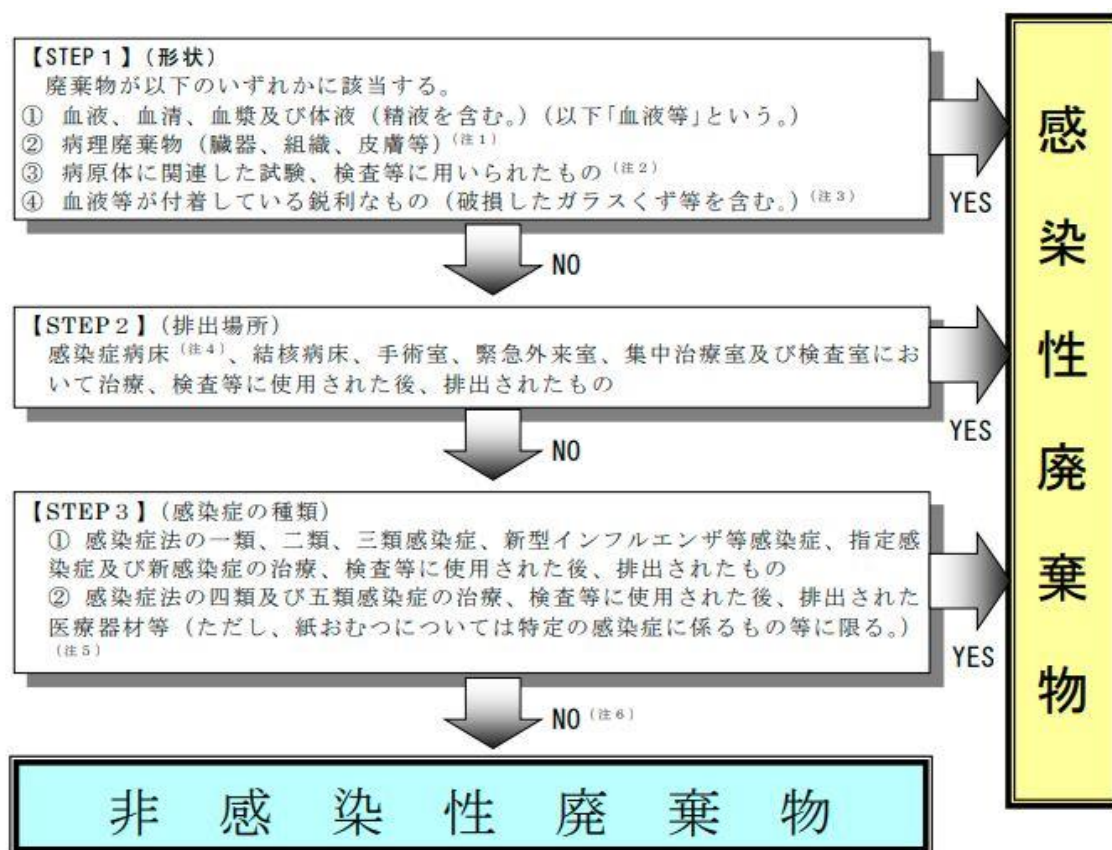
なお、平成 4 年 8 月に作成されたマニュアルは、平成 16 年 3 月に改訂されましたが、血液が付着している物の扱いについて、改正前後で次のように考え方が変化していることに留意してください。

（改正前）

「その他血液等が付着したもの」を感染性廃棄物としたうえ、「専門知識を有する者（医師、歯科医師、獣医師）によって、感染の危険がほとんどないと判断されたときは、感染性とする必要はない。」と規定

（改正後）

「形状の観点」（STEP1）「排出場所の観点」（STEP2）及び「感染症の種類の観点」（STEP3）から感染性廃棄物の判断をすることとしたうえ、「専門知識を有する者（医師、歯科医師、獣医師）によって、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする」と規定



- （注） 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。
 ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
 ・血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）
- （注1） ホルマリン固定臓器等を含む。
- （注2） 病原体に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等
- （注3） 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等
- （注4） 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床
- （注5） 医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿、マスク等）、紙おむつ、標本（検体標本）等
 なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ（参考1参照）は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。
- （注6） 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

別図1 感染性廃棄物の判断フロー

出典：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和5年5月）

Q87 唾液が多量に付着した手袋やガーゼは感染性廃棄物か？

A87

マニュアルに示す感染性廃棄物の判断フローでは、「形状の観点」から「血液、血清、血漿及び体液(精液を含む。)(以下「血液等」という。)」は感染性廃棄物とするとされています。ここでいう「体液(精液を含む。)」には、リンパ液や組織液、膿等が含まれるものと思われ、これらは、血液と同様に実際のリスクの程度（患者の感染症への感染の有無、感染症の種類等）にかかわらず多量に付着しておれば感染性廃棄物となります。これは、アメリカCDC（国立疾病管理予防センター）が提唱（1996年）する標準予防策（スタンダード・プリコーション）※の考え方に基づくものです。

※標準予防策：感染性の有無にかかわらず、すべての患者の湿性生体物質（血液、体液、分泌物、排泄物、創傷皮膚、粘膜等）は、感染する危険性があるものとして取り扱う予防策

しかし、広義の体液のうち、唾液、排泄物、吐瀉物等については、血液等と比べて感染性が低いと考えられますので、専門知識を有する者（医師、歯科医師、獣医師）が、実際のリスクの程度（患者の感染症への感染の有無、感染症の種類等）を勘案して感染性のおそれが高いと判断し、かつ多量に混入しておれば感染性廃棄物とすることが適当です。

Q88 検尿コップは感染性廃棄物か？

A88

マニュアルに示す感染性廃棄物の判断フローでは、「排出場所の観点」から検査室において検査等に使用された後、排出されたものは感染性廃棄物としています。ここで検査室とは、「採血を行う室、透析室及び微生物や病理学等に関する臨床検査室（検体検査を行う室）等をいう。」と定義されています。検査室には、採血室のほか、病理検査室・細菌検査室・解剖検査室・血液検査室が含まれますが、尿検査室、一般検査室は含まれないと解することが適当です。従って、尿検査室、一般検査室において発生する尿を除去した検尿コップは、非感染性廃棄物であり、その材質によって一般廃棄物（紙製の場合）又は産業廃棄物の廃プラスチック類（プラスチック製の場合）に該当します。

Q89 ロタウィルス感染症の患者の吐瀉物は感染性廃棄物か？

A89

吐瀉物は広義の体液に含まれるものですが、血液等と比べて感染性が低いと考えられますので、専門知識を有する者（医師、歯科医師、獣医師）が、実際のリスクの程度（患者の感染症への感染の有無、感染症の種類等）を勘案して感染性のおそれが高いと判断すれば感染性廃棄物とすることが適当です。

一方、ロタウィルス感染症は、感染症法の五類感染症に分類される感染性胃

腸炎の一種ですが、マニュアルでは、感染性胃腸炎の患者が使用した紙おむつは、感染性廃棄物として取り扱うこととされています。（A91 参照）

これらのことから、ロタウィルス感染症の患者の吐瀉物は感染性廃棄物とすることが適当です。

Q90 結核患者の病床で発生したティシュペーパー等のごみは感染性廃棄物か？

A90

マニュアルに示す感染性廃棄物の判断フローでは、「排出場所の観点」から次のように定められています。

- ① 感染症病床（感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の患者に係る病床）において、治療、検査等に使用された後、排出されたもの

結核は感染症法の二類感染症に分類されるため上記①に該当し、「治療、検査等に使用された後、排出されたもの」は、医療器材等に限らず全て感染性廃棄物となります。具体的には、病床で発生したごみ（患者の痰などをとったティシュペーパー等）のほか、寝具、給食の食べ残し、排泄物等も感染性廃棄物とすることが適当です。

Q91 紙おむつは感染性廃棄物か？

A91

未使用の状態で排出された紙おむつは、合成樹脂製の吸水材が主要部分を占めるため、総体として産業廃棄物の「廃プラスチック類」に該当します。

使用後に排出されたものは、通常、し尿が付着しているので一般廃棄物に該当します。マニュアルに示す感染性廃棄物の判断フローでは、血液等が付着しているもの及び特定の感染性疾患※に係るものは感染性廃棄物に該当するものとしております。なお、病院や老人介護施設等において、日常業務の中で感染症の種類によって紙おむつを分別することが実務的に困難な場合は、すべて感染性廃棄物として取り扱うことが実務的であると思われます。

※特定の感染性疾患：感染症法に定める一から三類感染症、新型インフルエンザ、指定感染症、新感染症、四類感染症のうち E、A 型肝炎・H5N1 以外の鳥インフルエンザ等、五類感染症のうち感染性胃腸炎（ノロウィルス、ロタウィルス等）・MRSA・VRE・麻しん等

Q92 新型インフルエンザ(A/H1N1)の患者に係る紙おむつは感染性廃棄物か？

A92

マニュアルに示す感染性廃棄物の判断フローでは、紙おむつについては、感

染症の種類によって感染性廃棄物と非感染性廃棄物とに分けられています。(ただし、血液等が付着したものは全て感染性廃棄物です。)(A91 参照)

紙おむつを感染性廃棄物とする感染症の中に「新型インフルエンザ等感染症」が含まれており、一方、感染性廃棄物とはしない感染症の中に「インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)」が含まれています。

平成 21 年に大流行した豚インフルエンザは、「新型インフルエンザ(A/H1N1)」と言われましたが、平成 22 年 8 月にWHO(世界保健機関)がパンデミック(世界的大流行)の終息を宣言し、日本でも平成 23 年 4 月 1 日に「インフルエンザ(A/H1N1)」(五類感染症)に変更され、感染症法上も通常の季節性インフルエンザと同様に取り扱われることとなりました。

このため、現在は、季節性豚インフルエンザ(A/H1N1)の患者も他の季節性インフルエンザの患者と同様に使用した紙おむつは非感染性廃棄物となります。(ただし、血液等が付着したものは感染性廃棄物になります。)

Q93 輸液点滴セットから針を切り離せば非感染性廃棄物となるか？

A93

輸液点滴セットから針を切り離せば非感染性廃棄物として扱うことは可能です。

しかし、輸液ルートから針を切り離す作業に伴う針刺し事故によるリスクや直接患者へ提供されたルートは、血液が逆流するおそれがあることを考えると、無理な分離は行わずにバッグを除いた輸液ルートは、一体として感染性廃棄物とすることが安全のために望ましいと思われます。

なお、輸液バッグは血液の逆流のおそれがないため、非感染性廃棄物として処理することができます。

Q94 学校の保健室や会社の医務室で発生した注射針は感染性廃棄物か？

A94

感染性廃棄物は、政令及び規則で定められた施設(医療関係機関等)*で生じたものに限定されていますが、学校の保健室や会社の医務室は、現在のところ医療関係機関等に指定されていないので、法令上は、感染性廃棄物には該当しません。しかし、注射針については、感染性廃棄物として鋭利物に準じて処理することが必要です。(A95、A100 参照)

※医療関係機関等(施行令別表第 1 の 4 の項・施行規則第 1 条第 5 項に掲げる施設)

病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設、試験研究機関(医学・歯学・薬学・獣医学に係るものに限る)

Q95 鍼灸院で発生した使用後の鍼は感染性廃棄物か？

A95

感染性廃棄物は、政令及び規則で定められた施設（医療関係機関等）※で生じたものに限られています。

※医療関係機関等（施行令別表第1の4の項・施行規則第1条第5項に掲げる施設）

病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設、試験研究機関（医学・歯学・薬学・獣医学に係るものに限る）

医療関係機関等の中の診療所は、医療法では、「医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう」と定義されており、日本標準産業分類では、「はり業、きゅう業」は、「一般診療所」ではなく「療術業」に分類されています。従って、鍼灸院は診療所には含まれず、医療関係機関等ではありません。（保健所、血液センター、各種検診機関は、医師が医療行為を行う場所ですので診療所に含まれます。）

そのため、鍼灸院で発生した使用後の鍼は、法令上は、感染性廃棄物に該当しませんが、感染性廃棄物（鋭利物）に準じて処理することが必要です。（A94、A100 参照）

なお、鍼灸院で発生した使用後の消毒綿は、血液等が多量に付着していない限り感染性廃棄物ではなく、事業系一般廃棄物となります。

Q96 胞衣汚物や手術等により生じた臓器は感染性廃棄物か？

A96

胎盤などの胞衣汚物は、有償で売却できるなど有価物に該当する場合や宗教的・社会的慣習により供養等が行われる場合以外は、マニュアルに示す感染性廃棄物の判断フローの「形状の観点」から感染性廃棄物となります。同様に、手術等により摘出され不要物となった臓器・皮膚等も感染性廃棄物となります。

また、中絶胎児については、墓地埋葬法では、死体を妊娠12週（4か月）以上の死胎を含むと定義しているため、12週（4か月）未満の中絶胎児については、同法の枠外にあります。環境省は、「中絶胎児については、妊娠4か月（12週）未満であっても、生命の尊厳に係るものとして適切に取り扱うことが必要」としています（平成16年9月24日、報道発表資料）が、引き取り先がない場合など廃棄物として取り扱わざるを得ない場合は、マニュアルに示す感染性廃棄物の判断フローの「形状の観点」から感染性廃棄物となります。

感染系排水

Q97 手術室の廃水を消毒せずにそのまま下水道に放流してもよいのか？

A97

マニュアルに示す感染性廃棄物の判断フローでは、「排出場所の観点」から、次の排出場所において治療、検査等に使用された後、排出されたものを感染性廃棄物としております。

- ① 感染症病床（感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の患者に係る病床）
- ② 手術室、緊急外来室、集中治療室、分娩室
- ③ 検査室（採血を行う室、透析室及び微生物や病理学等に関する臨床検査室（検体検査を行う室）等）

これは、上記の排出場所で発生する廃棄物には、感染性病原体が含まれ又はそのおそれがあるため、血液等の付着の程度や廃棄物の形状、性状の違いにかかわらず感染性廃棄物とするものです。また、例えば手術室で発生する血液の混じった洗浄廃水は、産業廃棄物の廃酸又は廃アルカリ（中性の場合は、廃酸と廃アルカリの混合物）に該当します。そこで、上記の排出場所で発生する廃水（例えば、手術室の洗浄廃水、透析室の廃水など）であって、下水道に排出しているものについても、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」（平成4年厚生省告示第194号）に定める「肝炎ウィルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法」に準じた消毒処理を行い感染性を失わせることが望まれます。

このため、現在、上記の排出場所で発生する廃水であって、感染性病原体が含まれ又はそのおそれのあるものを消毒せずに下水道に排出している場合にあっては、今後の施設整備計画の中で、当該廃水を分流させて消毒処理を行うことが望まれます。（A98 参照）

（注） 廃棄物処理法は、廃棄物の処理に関する一般法的な立場に立つものですから、廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものであっても、特別法的な立場に立つ他の法律により、別制度で規制の措置が行われ、かつ、廃棄物処理法の処理の基準と同等以上の処理の基準が課されているものにあっては、廃棄物処理法に先行して、当該特別の基準によって処理がなされることになります。（例えば家畜伝染病予防法が適用される場合の家畜伝染病予防法に基づく動物の死体の処理）

しかし、下水道法による下水排除基準では、感染性の観点からの基準が設定されていません。そのため、廃棄物処理法の処理の基準と同等以上の処理の基準が課されているとは言えず、下水道へ放流している廃水について、感染性の観点から一般法である廃棄物処理法の処理基準が適用されることになります。なお、将来、下水道法又は市町村等の条例で、感染性の観点から下水排除基準が設定されることになれば、廃棄物処理法の処理基準は適用されないことになります。

Q98 血液透析における透析廃液をそのまま下水道に放流してもよいのか？

A98

マニュアルでは、透析等回路については、ダイアライザーのほか回路チューブなど血液が含まれている部分については、これらに含まれる血液が分離されずに一体的に処理されていることから、感染性廃棄物に該当するものとしております。しかし、透析廃液については、ダイアライザーコイルを介しており、病原菌が透析廃液に通過することがないことから感染性廃棄物とはなりません。また、生理食塩水の残液やバッグも、同様に感染性廃棄物とはなりません。

一方で、マニュアルで示した感染性廃棄物の判断フローによると、「排出場所の観点」から、検査室で治療、検査等に使用された後、排出されたものを感染性廃棄物としており、透析室は検査室の定義に含まれています。従って、血液透析が一般の病床ではなく、感染性病原体による汚染を受ける危険性がある排出場所である透析室で行われる場合は、透析廃液（廃酸・廃アルカリ）のほか、生理食塩水の残液やバッグも感染性廃棄物となります。

このため、透析室で生じる透析廃液については、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」（平成4年厚生省告示第194号）に定める「肝炎ウィルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法」に準じた消毒処理を行い感染性を失わせることが望まれます。（A97 参照）

在宅医療廃棄物

Q99 在宅医療廃棄物は感染性廃棄物か？

A99

在宅医療廃棄物は一般廃棄物ですが、環境省において平成16年度に「在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会」の報告書（平成17年3月）を取りまとめました。この報告書では、検討会の提言として、在宅医療廃棄物の処理の在り方について、今後も引き続き検討することが必要であるとしつつ、現段階で最も望ましい方法として、①注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、②その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理するという方法が考えられるとしております。

しかし、市町村によっては、在宅医療廃棄物の受入れを拒否するなど在宅医療廃棄物の取扱いが異なるのが現状です。感染性に関する正確な情報に基づき、市町村と医療関係機関が密接な連携を図りつつ、在宅医療を受ける患者の立場に立って取組むことが望まれます。

（注）在宅医療廃棄物の処理に関するアンケート調査の結果（環境省等）

最も望ましい方法に従って在宅医療廃棄物を回収している市町村

平成18年度調査：31.0%

平成21年度調査：41.8%

一方、一般廃棄物の処理は市町村の自治事務と位置付けられているものであ

り、一般廃棄物の処理の統括的な責任は市町村が有するものであることから、市町村が自らの責任で行うべき一般廃棄物処理の取扱いについては、市町村が判断すべきものです。

参考：「在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会」報告書

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h17-03/04.pdf>

Q100 医療機関や調剤薬局が回収したインスリンの自己注射針は感染性廃棄物か？

A100

ペン型のインスリン自己注射の針は、使用後に針ケースに収めたうえ容器に収納して、往診医や訪問看護師に渡すか 医療機関、調剤薬局、訪問看護ステーションに返却することが望まれます。医療機関で処方し、調剤薬局で販売した注射針を回収した時点で、下取り行為として医療機関や調剤薬局が排出する産業廃棄物となります。（A1 参照）

なお、感染性廃棄物は、政令及び規則で定められた施設（医療関係機関等）※で生じたものに限られていますので、病院や診療所が回収した注射針は感染性廃棄物に該当しますが、調剤薬局や訪問看護ステーションは、現在のところ医療関係機関等に指定されていないので、法的には感染性廃棄物には該当しません。しかし、注射針については、感染性廃棄物として鋭利物に準じて処理することが必要です。（A94、A95 参照）

※医療関係機関等（施行令別表第1の4の項・施行規則第1条第5項に掲げる施設）

病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設、試験研究機関（医学・歯学・薬学・獣医学に係るものに限る）

その他

Q101 感染性廃棄物を同一医療法人の別の病院に設置したオートクレーブで滅菌して非感染性廃棄物とすることができるか？

A101

別の医療法人等に滅菌を委託することは、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）の処分（中間処理）の委託となりますが、同一医療法人の別の病院に設置したオートクレーブで滅菌することは、感染性廃棄物の自家処理であり可能です。マニュアルでは、「医療関係機関等の施設内における感染性廃棄物の処理」として、「感染性廃棄物は、原則として、医療関係機関等の施設内の焼却設備で焼却、熔融設備で熔融、滅菌装置で滅菌又は肝炎ウィルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒するものとする。」とされていますが、これは、自家処理することができない場合に委託処理するという廃棄物処理の一般的な考え方を示したものにすぎず、適切に管理がなされるのであれば、感染性廃棄物が発生した病院とは別の病院に感染性廃棄物を運搬し、両方の病院の感染性廃棄物をあ

わせてオートクレーブで滅菌処理することを否定する理由はありません。

ただし、この場合は、自ら運搬するときには産業廃棄物処理基準を遵守するとともに、感染性廃棄物を排出した病院及びオートクレーブを設置している病院の双方に帳簿を備え、次の事項を記載して5年間保存することが必要です。

○感染性廃棄物を排出した病院

運搬：①当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地

②運搬年月日

③運搬方法及び運搬先ごとの運搬量

④積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量

処分：①当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地

②処分年月日

③処分方法ごとの処分量

④処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量

○オートクレーブを設置している病院

処分：①特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地

②処分年月日

③処分方法ごとの処分量

④処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量

※処分に関する帳簿の記載と保存は、感染性廃棄物を発生した病院内で滅菌処理する場合も必要です。

また、オートクレーブの処理能力が5トン／日以上の場合、知事又は政令市長の一般廃棄物処理施設の設置許可が必要となります。(特別管理産業廃棄物のみを滅菌処理する場合を除きます。)

(注) 特別管理産業廃棄物処理基準では、感染性産業廃棄物の感染性を失わせる方法の一つとして、「高圧蒸気滅菌装置を用いて滅菌する方法」が定められていますが、医療関係機関等※の中で滅菌又は消毒する場合を除き、さらに破砕する等滅菌・消毒したことが明らかとなるような措置を講じたものであることとされています。

※医療関係機関等（施行令別表第1の4の項・施行規則第1条第5項に掲げる施設）

病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設、試験研究機関（医学・歯学・薬学・獣医学に係るものに限る）

しかし、マニュアルでは、医療関係機関等の施設内で高圧蒸気滅菌装置を用いて滅菌する場合も、「さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること」を求めています。

Q102 検査室で排出される試薬類や有機溶剤は、感染性廃棄物と合わせて処理できるか？

A102

マニュアルに示す感染性廃棄物の判断フローでは、「排出場所の観点」から「検査室において検査等に使用された後、排出されたもの」を感染性廃棄物としております。しかし、検査室で検査に用いた試薬類、有機溶剤（標本関係薬品）、ホルマリン等は、医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等の感染性廃棄物とは異なる観点からの管理が必要となるため、これらの感染性廃棄物とは混合せずに、その性状に応じて特別管理産業廃棄物として処理する必要があります。

Q103 廃抗悪性腫瘍剤は特別管理産業廃棄物か？

A103

廃抗悪性腫瘍剤は特別管理産業廃棄物ではありません。

抗悪性腫瘍剤の多くは、生体に対する変異原性、催奇形性、発がん性等の細胞毒性を有しておりますが、現在、特別管理産業廃棄物（特定有害産業廃棄物）となる有害物質とはされておられません。しかし、廃抗悪性腫瘍剤（使用済みの薬剤容器包装、容器に残っている薬剤、薬剤が付着したガウン・手袋・マスク・注射器等）のように細胞毒性などのケミカルハザードのあるものは、その他の廃棄物とは区分し、耐久性・密閉性の高い容器を使用するとともに、内容物が廃抗悪性腫瘍剤であることを表示して排出するとともに、委託する産業廃棄物処理業者などに十分な情報を提供することが望めます。

また、廃抗悪性腫瘍剤の処分方法としては、焼却又は熔融することが最も適切です。

参考：平成 17 年度事業 DNA 廃棄物及び廃抗悪性腫瘍剤調査報告書（概要）

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h17-05.pdf>

Q104 水銀血圧計は特別管理産業廃棄物か？

A104

水銀式血圧計は「水銀使用製品産業廃棄物」に該当し、特別管理産業廃棄物（特定有害産業廃棄物）には該当しません。産業廃棄物の種類としては、その材質により「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず」「廃プラスチック類」等の混合物となります。

水銀式血圧計は、水銀を回収することが義務付けられている対象品目であり、水銀を回収できる業者へ委託しなければなりません。水銀式血圧計から回収された廃水銀は、特別管理産業廃棄物の「廃水銀等」に該当します。なお、破損等により漏洩した廃水銀は特別管理産業廃棄物の「廃水銀等」には該当しません。

医療機関等においては、保管・使用中の水銀式血圧計は、注意喚起の表示をお願いします。

Q105 感染性産業廃棄物の処理委託契約書及びマニフェストには、産業廃棄物の種類を記載する必要があるのか？

A105

産業廃棄物の種類（廃プラスチック類、金属くず、廃アルカリ等）ごとに数量を記載する必要はありません。廃棄物の種類は、「感染性廃棄物」として、数量は感染性廃棄物全体の数量について記載してください。

感染性廃棄物の収納容器には、廃棄物の性状（「液状・泥状」「固形状」「鋭利物」）ごとに複数の種類の廃棄物が一体不可分に混合されています。その状態で廃棄物の種類（廃プラスチック類、金属くず、廃アルカリ等）ごとに数量を把握することは、かえって感染のリスクを高めますので、複数の種類の廃棄物が混合した感染性廃棄物として一括して数量を記載して差し支えありません。

Q106 感染性一般廃棄物についても委託契約書やマニフェストは必要か？

A106

産業廃棄物に係る委託基準やマニフェスト制度は、事業系一般廃棄物には適用されません。

特別管理産業廃棄物収集運搬業者（処分業者）のうち感染性産業廃棄物の収集運搬（処分）を行う者は、感染性一般廃棄物の収集運搬（処分）を行うことができる（法第14条の4第17項、施行規則第10条の20）ことから、感染性一般廃棄物（血液等が多量に付着したガーゼ・脱脂綿・包帯・リネン類、摘出した臓器・皮膚・組織、病原微生物を取り扱った培地、血液が付着した紙おむつ等）は、感染性産業廃棄物（注射針、血液、血液等が多量に付着したチューブ等）と混合して、感染性産業廃棄物を取り扱う特別管理産業廃棄物処理業者に委託することができます。しかし、法令上は、これらの混合物のうち感染性産業廃棄物に相当する数量のみを契約書やマニフェストに記載することになりますが、感染性廃棄物の適正処理を確保するためには、感染性一般廃棄物を含めた感染性廃棄物全体について契約しマニフェストを交付することが適当です。感染性一般廃棄物のみを委託する場合にあっても同様にしてください。

Q107 感染性産業廃棄物を生ずる医療機関が置かなければならない特別管理産業廃棄物管理責任者の資格は？

A107

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場には特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格は、次のように感染性産業廃棄物とそれ以外の特別管理産業廃棄物とで異なります。(施行規則第 8 条の 17 一部省略)

感染性廃棄物

- ・ 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士
- ・ 大学又は高等専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学の課程を修めて卒業した者
- ・ これと同等以上の知識を有すると認められる者

感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物

- ・ 学歴区分及び修了課程に応じた実務経験を有する者
- ・ これと同等以上の知識を有すると認められる者

上記の資格要件のうち、「これと同等以上の知識を有すると認められる者」について、大阪府では(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが特別管理産業廃棄物管理責任者になろうとする者を対象に実施する講習会を修了した者であることとしております。この際、感染性産業廃棄物については、平成 19 年 2 月以降に実施している「医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」のコースを修了した者であることが必要であり、感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物については、「特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」のコースを修了した者であることが必要です。

ただし、医療関係機関に限っては、感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物（例えば、引火性廃油、腐食性廃酸・廃アルカリ、P C B 廃棄物）を発生する場合でも、「医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」のコースを修了した者であれば、双方の資格を有するものとみなす運用をしております。

なお、感染性産業廃棄物については、医師等は、上記講習会を修了していなくても特別管理産業廃棄物管理責任者の有資格者となれますが、大阪府では、特別管理産業廃棄物についての知識を体系的に習得するため、上記講習会を受講されることを推奨しております。

また、医師等に特別管理産業廃棄物の資格があるのはあくまで感染性産業廃棄物についてであり、感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物についてまで有資格者となれるものではありません。そこで、特別管理産業廃棄物管理責任者として医師等を選任している医療機関のうち、引火性廃油、腐食性廃酸・廃アルカリ、P C B 廃棄物等を発生するところであって、感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物の有資格者がいないところについては、上記講習会の修了等によって特別管理産業廃棄物管理責任者の有資格者を確保することが必要です。

PCB廃棄物

Q108 PCB廃棄物に該当するかどうかをどのようにして判断するのか？

A108

1 高濃度PCBを使用した高圧変圧器・コンデンサー等（3kg以上）、PCB油

高濃度PCBが使用されているかどうかは各メーカーのホームページ等で確認することができます。

高濃度PCB廃棄物の処分期間は令和3年3月末で終了しました。

万一、発見された場合は、直ちに処理を行う必要がありますので、至急所管行政までご連絡ください（高濃度PCB廃棄物の処理については、中小企業や個人の方々を対象とした処理料金の軽減制度があります）。

2 高濃度PCBを使用した安定器、小型コンデンサー、感圧複写紙、ウエス・汚泥・がれき等のPCB汚染物

高濃度PCBが使用されているかどうかは、安定器及び小型コンデンサーについては、1と同様に各メーカーのホームページ等で確認することができます。感圧複写紙・ウエス・汚泥・がれき等については、低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版）に基づくPCBの濃度分析の結果、5,000mg/kg超（可燃性の汚染物等については100,000mg/kg超）のものはこれに該当します。

高濃度PCB廃棄物の処分期間は令和3年3月末で終了しました。

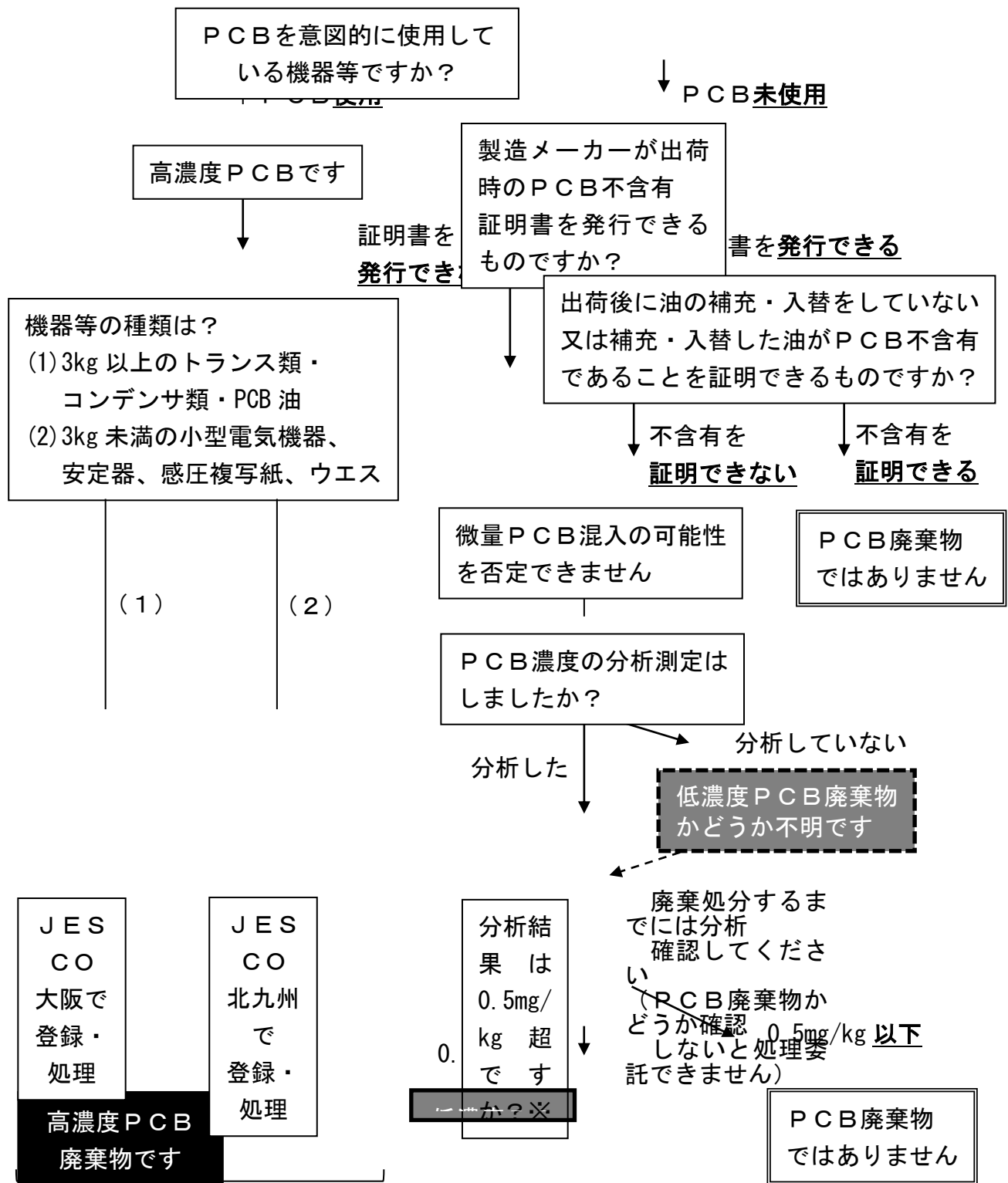
万一、発見された場合は、直ちに処理を行う必要がありますので、至急所管行政までご連絡ください（高濃度PCB廃棄物の処理については、中小企業や個人の方々を対象とした処理料金の軽減制度があります）。

3 低濃度PCB汚染廃電気機器等

製造時にはPCBを使用していないのに、微量のPCBが意図せず混入したことによりPCB廃棄物となったものをいいます。各メーカーが、PCB不含有を証明できないものは、PCB混入の可能性を否定できません。従って、この場合は、絶縁油中のPCB濃度を分析測定して、PCB廃棄物か否かを確認する必要があります。分析の結果、低濃度PCB汚染廃電気機器等と判断されたものは、環境大臣が認定した無害化処理認定施設等で処分期間（R9年3月31日）までに処理を行ってください。

また、ウエス、廃プラスチック、汚泥等の可燃性のPCB汚染物について、塗布され、染み込み、付着し、又は封入されているPCBの濃度が、0.5mg/kg超100,000mg/kg以下のもの（金属、ガラス、陶磁器等については、付着し、又は封入されているPCBの濃度が0.5mg/kg超5,000mg/kg以下のもの）は、低濃度PCB汚染物として処理を行うようにしてください。

上記の3種類のPCB廃棄物に該当するかどうかの判定フローは、下図のとおりです。



PCB廃棄物

別図2 PCB廃棄物に該当するかどうかの判定フロー

※可燃性のPCB汚染物について、塗布され、染み込み、付着し、又は封入されているPCBの濃度が、0.5mg/kg 超 100,000mg/kg 以下のものは、低濃度PCB汚染物として処理を行うようにしてください。

詳細はP C B廃棄物の確認方法・処分先のご案内をご覧ください。

Q109 電気設備工事に伴って生じたP C B廃棄物について、電気設備業者が保管事業者となることができるか？

A109

P C B特別措置法では、有償・無償を問わずP C B廃棄物の譲り渡し、譲り受けを原則禁止しています。(法第 17 条)

そのため、電気設備工事に伴って生じたP C B廃棄物は、電気設備の所有者のものであり、その工事を請け負った電気設備業者が保管事業者となることはできません。

電気設備の所有者は、PCB を含有している機器である旨を電気設備業者にしっかりと伝え、作業してもらうようにしてください。

このように、電気設備の所有者に代わって工事業者（元請業者）がP C B廃棄物を保管し、処理することはできませんので、工事業者（元請業者）は工事完了後に、速やかに電気設備の所有者にP C B廃棄物を引き渡してください。

Q110 現在使用中のP C B使用電気機器を譲渡することができるか？

A110

使用中の機器は「P C B廃棄物」に該当しませんので、P C B廃棄物特別措置法で定める譲り渡し、譲り受け原則禁止の規定は適用されません。

ただし、高濃度 PCB を含有する電機機器については、処分期間（令和 3 年 3 月末）を経過しているため、使用中であっても廃棄物とみなされ、直ちに処理を行う必要があります。発見された場合は、至急所管行政までご連絡ください（高濃度 PCB 廃棄物の処理については、中小企業や個人の方々を対象とした処理料金の軽減制度があります）。低濃度 PCB を含有する機器についても処分期間（令和 9 年 3 月末）までに処理を行う必要がありますので、計画的に PCB を使用していない機器と交換し、処理してください。

（注 1）

電路から取り外した電気機器は電気事業法により、移設して再使用することはできません。

使用中の PCB 使用電気機器は、老朽化等により使用を止めて電路から取り外した時点でP C B廃棄物となり、その時点での所有者がP C B廃棄物の保管事業者となります。また、その時点から、電路への再施設や譲り渡し、譲り受けが禁止されるとともに、保管事業者は、P C B特別措置法に基づくP C B廃棄物等の保管及び処分状況等の届出をし、処理するまでは適正に保管しなければなりません。

そこで、使用中のP C B使用電気機器等の譲渡に当たっては、契約の中で、

その旨を明確にしておく必要があります。

(注2)

譲渡した（又は譲渡された）使用中のPCB使用電気機器等が自家用電気工作物に該当する場合、電気事業法に基づく電気関係報告規則の規定により、譲渡した者は「廃止報告」を、譲渡された者は「使用報告」を国（経済産業省）に提出する必要があります。

(注3)

PCB使用電気機器等（自家用電気工作物を除く）を使用している事業場においては、PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物等の保管及び処分状況等の届出書に「PCB使用製品の状況」を記載してください。

Q111 PCBが漏洩してPCBが付着したガレキ類が発生したが、PCB廃棄物となる基準はあるのか？

A111

PCB廃棄物のうちPCB汚染物としては、「ガレキ類のうちPCBが付着したもの」等が定められており、付着の程度について判定する基準（いわゆる「入口基準」）及び測定方法は、環境省の通知「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」（令和元年10月11日付）で示されています。なお、廃棄物の種類により測定方法が異なります。ガレキ類の場合、その性状により、いずれの対象に該当するかが異なってくるため、判断が難しい場合は一度ご相談下さい。

(注)

微量のPCBが検出された重電機器等の取扱いを示した環境省の課長通知（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「重電機器等から微量のPCBが検出された事案について」（平成16年2月17日付け））においては、「廃重電機器等について、機器毎に測定した当該廃重電機器等に封入された絶縁油中のPCB濃度が処理の目標基準である0.5mg/kg以下であるときは、当該廃重電機器等は、PCB廃棄物に該当しないものであること。」とされています。ただし、この通知の対象は、廃重電機器等（変圧器等の重電機器及びOFケーブル）であり、蛍光灯安定器等に適用されるものではありません。

これに対して、PCB廃棄物を処分したものについて、PCBが分解・除去されPCB廃棄物ではなくなることを判定する「卒業判定基準」が定められており、廃プラスチック類・金属くず・陶磁器くずの「卒業判定基準」は次のとおりとされています。

拭き取り試験法：0.1 μ g / 100cm² 以下

洗浄液試験法：0.5mg / kg - 洗浄液以下

部材採取試験法：0.01m g / k g 一部材以下

Q112 建築物の改修・解体に際してP C B含有シーリング材の確認と対処はどのようにすればよいのか？

A112

建築物に使われるシーリング材には、油性コーキング材、ポリウレタン系、シリコン系、変成シリコン系、ポリサルファイド系など種々のものがありますが、このうち昭和 47 年（1972 年）までに製造されたポリサルファイド系シーリング材にはP C Bが配合されているものがあります。ポリサルファイド系シーリング材に含まれるP C Bは、気温や湿度の変化等に伴う目地の動きに追従するための可塑剤として使われており、通常、10%前後のP C Bが配合されていました。ポリサルファイド系シーリング材の価格は高かったため、主に大きな窓ガラスを有する建物や高層建築物の窓ガラス等に使用されていたと言われています。

シーリング材がポリサルファイド系であるかどうかの材料の判定は、メーカー（日本シーリング材工業会）に確認してください。また、建築物の改修・解体に伴いP C Bを含有するポリサルファイド系シーリング材が発生した場合は、通常は工事の元請業者が排出事業者となるところP C B廃棄物については、譲渡が原則禁止されているため（A109 参照）、建築物の所有者が保管事業者となって適切に保管しなければなりません。（P C B廃棄物特別措置法による保管状況等の届出や特別管理産業廃棄物管理責任者の設置を含む。）

なお、P C Bを含有するポリサルファイド系シーリング材からP C Bが表面に染み出し、下地及び周辺のコンクリートにP C Bが付着した場合は、P C Bが付着したおそれのあるものについては全てP C B汚染物となることに留意してください。（A111 参照）

Q113 P C B使用安定器の処理費用軽減のため、安定器からコンデンサを分離してもよいのか？

A113

「ポリ塩化ビフェニルが使用された廃安定器の分解又は解体について」（平成 26 年 9 月 16 日付け環廃産発第 14091618 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）により、コンデンサ充填材固定型安定器については分解・解体作業は認めるべきではないとされ、コンデンサ外付け型安定器についても原則認めるべきではないとされています。

その通知において、P C B使用廃安定器の適正な処理にあたっての留意点は、以下のとおりです。

1 コンデンサ充填材固定型安定器の分解又は解体について

コンデンサ充填材固定型安定器は、高濃度のPCBが封入されているコンデンサ部分のみならず、充填材をはじめとするそれ以外の部分にも高濃度のPCBによる汚染が確認されている。また、分解又は解体作業において、コンデンサ本体を傷付けること又は切断時の振動や充填材削り取り時の外力を加えることで、当該コンデンサの形状及び性状を変化させることにより、高濃度のPCBの漏出又は揮散を生じるおそれがある。さらに、分解又は解体作業は、高濃度のPCBが封入されるコンデンサとそれ以外の部分を分け、後者を高濃度のPCB廃棄物ではないものとして取り扱うことを目的としているが、上記のとおり、後者については依然として高濃度のPCBに汚染されている可能性がある。このような作業は、PCB廃棄物を規制の外で流通させ、PCB高濃度のPCB汚染を拡大する蓋然性が高いことから、分解又は解体作業は認めるべきでないこと。

2 コンデンサ外付け型安定器の分解・解体について

コンデンサ外付け型安定器については、コンデンサ充填材固定型安定器とは異なり、高濃度のPCBを封入したコンデンサ以外の部分についてのPCB汚染は概ね 5,000mg/kg 以下の低濃度であると考えられているものの、コンデンサが腐食、膨張するなど形状及び性状に変化が生じている場合は、コンデンサ以外の部分も高濃度のPCBによる汚染が確認されている。したがって、分解又は解体作業を行っても、コンデンサ以外の部分がPCB汚染物であることに変わりはなく、当該作業は、コンデンサ充填材固定型安定器と同様にPCB汚染を拡大させる蓋然性が高いことから、原則、認めるべきではない。

ただし、コンデンサの形状及び性状に変化が生じていない場合において、次に定める要件を遵守し、安定器から外付けのコンデンサを取り外すことができる場合であって、かつ、高濃度のPCBを封入したコンデンサと、そのPCBに汚染された可能性があるもののPCB濃度は低濃度であると考えられるコンデンサ以外の部分に分解又は解体できる場合は、この限りではないこと。

(1) 分解又は解体作業の内容

- コンデンサに漏えいや油にじみがなく、当該コンデンサの形状及び性状に変化が生じていないことをあらかじめ確認すること。
- コンデンサに封入された高濃度のPCB及びそのPCBが付着・含浸したコンデンサ以外の部材が飛散・流出・揮散しないよう、安全に安定器の金属バンド又はケースを取り外し、リード線切断によりコンデンサを取り出すこと。
- 取り出したコンデンサは高濃度のPCBを含む廃棄物として適正な処理を行うこと。

- コンデンサ以外の部材については、P C B 含有量を測定し、P C B 濃度に応じて適正な処理を行うこと。

なお、分析試料の代表性の確保については、JIS K0060－1992「産業廃棄物のサンプリング方法」に準じること。

(2) 生活環境保全上の支障を防止するための措置

- 作業による生活環境保全上の支障が生じるおそれのないようにコンデンサに封入された高濃度の P C B 及びその P C B が付着・含浸したコンデンサ以外の部材が飛散し、流出し、及び地下に浸透しないよう、必要な措置（床面を不浸透性の材料で覆う、オイルパンを設置する、局所排気装置（活性炭吸着装置付き等）を設置する等）を講ずること。

なお、万一、高濃度の P C B が漏れた場合には、速やかにウエス等で拭き取り、専用の保管容器に収納すること。

- P C B 等が人体に触れないよう耐油性のゴム手袋、保護マスク、保護メガネ等適当な保護具を着用すること。

参考：環境省課長通知（F A Q ホームページからダウンロードできます）

ポリ塩化ビフェニルが使用された廃安定器の分解又は解体について

(PDF ファイル)

(別添) P C B が使用された廃安定器の分解又は解体について

(PDF ファイル)

Q114 トランスの絶縁油を分析して低濃度 P C B 汚染廃電気機器であることが判明した場合、P C B 廃棄物の保管状況の届出はいつ行えばよいのか？

A114

P C B 特別措置法第 8 条で定められている P C B 廃棄物等の保管及び処分状況等の届出は、毎年度、前年度の 3 月 31 日に保管していた P C B 廃棄物の種類、量、保管の状況等について、当該年度の 6 月 30 日までに都道府県知事（又は政令市長）に届出することとされています。

低濃度 P C B 汚染廃電気機器については、絶縁油中の P C B 濃度を分析して P C B 廃棄物に該当するかどうかを判定し（別図 2 参照）、分析結果が 0.5mg/kg 超と判明したものについては、速やかに届出してください。

なお、低濃度 P C B 汚染廃電気機器については、届出書の「参考事項」の欄に絶縁油中 P C B 濃度の測定結果を記載してください。

Q115 P C B 廃棄物の保管状況が何も変わらないのに何故毎年届出しないとイケないのか？ 簡単に届出する方法はないのか？

A115

P C B 廃棄物特別措置法第 8 条では、P C B 廃棄物の保管事業者等に対して、

毎年度、保管状況等の届出を義務付けております。

PCB廃棄物については、長期にわたり処分されないまま保管することを余儀なくされており、紛失、行方不明等もみられる状況にあります。そこで、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の確保のためには、その保管及び処分の状況を把握し、これを基に国のPCB廃棄物処理基本計画や都道府県のPCB廃棄物処理計画を策定し、計画的な処理を推進するとともに、紛失、行方不明等が生じないように監視、指導することが不可欠であることから、毎年定期的な届出を保管事業者等に義務付けることとしたものです。(PCB廃棄物特別措置法逐条解説より抜粋) この届出の義務は、PCB廃棄物特別措置法の施行に必要な基本的かつ重要な情報を収集するための規定であり、この違反行為については、他法令の届出義務違反と比較して重い罰則規定(6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)が設けられています。

なお、大阪府では、毎年届出していただかなければならない保管事業者のご負担が少しでも軽減されるよう、前年度の届出情報を印字した届出書様式の書面を同封した通知文を毎年お送りしておりますので、送付した書面に変更事項のみを朱書き訂正して郵送してください。また、大阪府の電子申請システムを利用して届出される場合は、大阪府から送付のあった書面に朱書き修正したものをスキャナで取り込んでいただき、PDF等電子ファイル化したものを提出していただきましたら、パソコン上で情報を全て入力する必要もなく、ご負担を軽減できますので、是非、電子申請システムをご利用ください。

また、事業所で新たにPCB廃棄物を保管したことにより新規に届出される保管事業者におかれましては、お手数ですが、大阪府のホームページ※から届出書様式をダウンロードして記載のうえ郵送してください。

※ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物等の保管及び処分状況等の届出
(大阪府 PCB 届出 で検索してください。)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/pcb/pcb-hokan.html>

大阪府のホームページ(トップページ)→環境・リサイクル→産業廃棄物
→廃棄物・リサイクル→PCB廃棄物保管者の皆様へ
→[必要な届出]PCB廃棄物を保管されている方

その他の特別管理産業廃棄物等

Q116 特別管理産業廃棄物である「引火性廃油」にはアルコール類も含まれるのか?

A116

特別管理産業廃棄物の「引火性廃油」について、施行令では「廃油(燃焼しにくいものとして環境省令で定めるものを除く。)」と定義され(施行令第2条の4第1号)、施行規則では、燃焼しにくいものとして「タールピッチ類」と「揮発油類、灯油類及び軽油類を除く廃油」が規定されている(施行規則第1条の

2) ことから、法令上は、揮発油類、灯油類及び軽油類が特別管理産業廃棄物の廃油に該当し、アルコール類は該当しません。

しかし、実務的には、法の趣旨に鑑み、引火点概ね 70℃未満の液状を呈する廃油（廃溶剤を含む）を特別管理産業廃棄物の「引火性廃油」として取り扱っています。具体的には、メタノール等の引火点概ね 70℃未満のアルコール類も特別管理産業廃棄物に準じて取り扱う必要があります。

なお、「引火性廃油」をその他の廃油と混合することによって引火点概ね 70℃以上として「廃油」として処理することは、特別管理産業廃棄物の処理基準（焼却、蒸留再生等）に適合しませんので認められません。

Q117 鉛、六価クロム等の有害重金属を含む合成樹脂塗膜は、特別管理産業廃棄物か？

A117

合成樹脂塗膜は、廃プラスチック類に該当しますが、法令上は、鉛、六価クロム等の有害重金属を含んでいても特別管理産業廃棄物には該当しません。

(注) 特別管理産業廃棄物の中の特定有害産業廃棄物の一種には、有害物質（鉛、六価クロム等の有害重金属、有機塩素化合物等）を含む産業廃棄物がありますが、産業廃棄物の種類は、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん、鉱さいに限られており、判定基準を超えて有害物質を含むものが該当します。（鉱さい以外は、特定の業種・施設から排出されるものに限られます。）

しかし、埋立処分の基準として、「埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な設備の設置その他の措置を講じること（ただし、公共の水域及び地下水を汚染するおそれのないものとして定める場合はこの限りでない）」と定められているため、有害重金属が溶出するおそれのある合成樹脂塗膜を、これらの措置が講じられていない安定型処分場で埋立処分することは適当ではありません。

また、有害重金属の溶出量が、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」で定める値を超える産業廃棄物については、特定有害産業廃棄物に該当しない場合であっても、しゃ断型処分場で埋立処分するなど特定有害産業廃棄物に準じて処理することが望まれます。

Q118 学校から排出される石綿含有金網や機械部品に使われていた石綿含有パッキンは、特別管理産業廃棄物又は石綿含有産業廃棄物か？

A118

法令上は、特別管理産業廃棄物の廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物のいずれにも該当ませんが、その性状に応じて、飛散性のものは、特別管理産業廃棄物の廃石綿等に準じて、非飛散性のものは、石綿含有産業廃棄物に準じて処理することが望まれます。

(注) 廃石綿等（特別管理産業廃棄物）の定義

- ①石綿建材除去事業において除去された吹き付け石綿
- ②石綿建材除去事業において除去された石綿を含むもので次に掲げるもの
 - (1)石綿保温材 (2)けいそう土保温材 (3)パーライト保温材
 - (4)(1)～(3)と同等以上に石綿の飛散のおそれのある保温材、断熱材、耐火被覆材
- ③石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣等で石綿が付着しているおそれのあるもの

るもの

④大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿であって、集じん装置によって集められたもの

⑤大気汚染防止法の特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場、事業場で用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルター等であって石綿が付着しているおそれのあるもの

石綿含有産業廃棄物の定義

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものをいいます。産業廃棄物の種類としては、「がれき類」（石綿スレート板等）、「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず」（石綿石膏ボード等）、「廃プラスチック類」（石綿含有Pタイル等）等に該当します。

Q119 PFOS及びPFOA含有産業廃棄物は特別管理産業廃棄物か？

A119

PFOS 及び PFOA 含有産業廃棄物は特別管理産業廃棄物ではありません。

平成 21 年（2009 年）5 月に開催された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）第 4 回締約国会議（COP 4）においてペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）とその塩が、平成 31 年（2019 年）4 月から令和元年 5 月に開催された POPs 条約第 9 回締約国会議（COP 9）においてペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）とその塩及び関連物質が、新たに条約附属書への追加が採択されています。

我が国においては、平成 22 年（2010 年）4 月 1 日に、「PFOS 又はその塩」を、令和 3 年（2021 年）10 月 22 日には、「PFOA 又はその塩」を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質に指定し、製造及び輸入の許可制、使用の制限等の措置を講じています。

PFOS 及び PFOA 含有産業廃棄物は、現在、特別管理産業廃棄物とはされておりませんが、環境省「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」（以下、「技術的留意事項」という。）に従い適切に処理を行ってください。

分解処理に関する手法についての主な技術的な留意事項は次のとおりです。

- ・分解処理は、焼却処理等により PFOS 等及び PFOA 等が確実に分解される方法で実施すること。
- ・分解処理に伴い生じる排ガス、廃水、残さ中の PFOS 等及び PFOA 等のそれぞれの濃度があらかじめ設定した管理目標値を超えないこと。
- ・分解処理に伴い生じる排ガス中のフッ化水素（フッ素及びその化合物として）

の濃度が、5 mg/m³N を超えないこと。

処理委託しようとする産業廃棄物の種類を許可の事業の範囲に含む産業廃棄物処理業者であって、技術的留意事項に従い適切に処理することができる業者に委託してください。

参考：

PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（外部サイトへリンク）

<https://www.env.go.jp/content/000077696.pdf>

大阪府有機フッ素化合物（PFOA 等）のページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120080/kankyohozen/shidou/kanren.html>

Q120 食料品製造業で発生するフグの有毒部位は特別管理産業廃棄物か？

A120

フグ毒のテトロドトキシンを含む産業廃棄物（動植物性残渣）は、特別管理産業廃棄物ではありません。

フグ毒として知られるテトロドトキシンのLD₅₀（半数致死量）は、0.0085mg/kg であり、青酸カリ（10mg/kg）の 1,000 倍以上の急性毒性がありますが、現在、特別管理産業廃棄物（特定有害産業廃棄物）となる有害物質とはされていません。しかし、その強い毒性に鑑み、適切に管理して焼却処理することが望まれます。

なお、店舗から発生するフグの有毒部位は、事業系一般廃棄物に当たりますが、「大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例」の規定に則り、適切に処理する必要があります。

Q121 水銀が含まれるものはすべて水銀使用製品産業廃棄物になりますか？

A121

水銀使用製品産業廃棄物は、水銀使用製品が産業廃棄物となったもので、対象となる製品は以下（区分（1）～（3））のとおりです。これらに該当しないものは、たとえ水銀が含まれていたとしても水銀使用製品産業廃棄物にはなりません。詳しくは、環境省水銀廃棄物関係ホームページ（環境省リーフレット、水銀廃棄物ガイドラインなど）をご覧ください。

区分(1)：水銀使用製品のうち表に掲げるもの

区分(2)：(1)の製品の組込製品（表に×印のあるものに係るものを除く）

区分(3)：水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている製品

1	水銀電池		24	放電管(水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを含む。)を除く。)	×
2	空気垂鉛電池		25	水銀抵抗原器	
3	スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)	×	26	差圧式流量計	
4	蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。)	×	27	傾斜計	
5	HIDランプ(高輝度放電ランプ)	×	28	水銀圧入法測定装置	
6	放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)	×	29	周波数標準機	×
7	農業		30	ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。)	
8	気圧計		31	容積形力計	
9	湿度計		32	滴下水銀電極	
10	液柱形圧力計		33	参照電極	
11	弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	34	水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)	
12	圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	35	握力計	
13	真空計	×	36	医薬品	
14	ガラス製温度計		37	水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計	×	38	塩化第一水銀の製剤	
16	水銀体温計		39	塩化第二水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		40	よう化第二水銀の製剤	
18	真空ポンプ(水銀が目視で確認できるものに限る。)		41	硝酸第一水銀の製剤	
19	温度定點セル		42	硝酸第二水銀の製剤	
20	顔料	×	43	チオシアン酸第二水銀の製剤	
21	ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)		44	酢酸フェニル水銀の製剤	
22	灯台の回転装置		20の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品が塗布されるものに限り×印に該当する。		
23	水銀トリム・ヒール調整装置				

Q122 水銀使用製品産業廃棄物に関する必要な措置は？

A122

平成 29 年 10 月 1 日から「水銀使用製品産業廃棄物」に関して、以下の措置が必要になりました。詳しくは、環境省水銀廃棄物関係ホームページ（環境省リーフレット、水銀廃棄物ガイドラインなど）をご覧ください。

◇保管について

- ・保管場所の掲示板について、産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを明記すること
- ・他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること

◇処理の委託について

- ・「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた者に委託すること

- ・水銀回収が義務づけられているもの（注）の処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者に委託すること
- ・委託契約書について、委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを明記すること

注)平成 29 年 10 月 1 日以前に、契約締結している委託契約書については、新たに契約変更等をする必要はありません。

◇マニフェストについて

産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること、また、その数量を記載すること

◇収集・運搬について

破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること

◇処分・再生について

- ・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること
- ・水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により、水銀を回収すること
- ・安定型最終処分場への埋立は行わないこと

◇帳簿について

「水銀使用製品産業廃棄物」に係るものを明らかにすること

（注）水銀使用製品産業廃棄物のうち、水銀の回収が義務付けられているもの

1 スイッチ及びリレー	15 推進薬
2 気圧計	16 灯台の回転装置
3 湿度計	17 水銀トリム・ヒール調整装置
4 液柱形圧力計	18 放電管（放電ランプ（蛍光灯 [※] 及び HID ランプ [※] を含む。）を除く。）
5 弾性圧力計	19 差圧式流量計
6 圧力伝送器	20 浮ひょう形密度計
7 真空計	21 傾斜計
8 ガラス製温度計	22 積算時間計
9 水銀充満圧力式温度計	23 容積形力計
10 水銀体温計	24 滴水水銀電極
11 水銀式血圧計	25 電量計
12 ひずみゲージ式センサ	26 ジャイロコンパス
13 真空ポンプ	27 握力計
14 ホイール・バランス	

※ リンク先

環境省水銀廃棄物関係ホームページ

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>

環境省リーフレット

<https://www.env.go.jp/content/900537042.pdf>

水銀廃棄物ガイドライン第 4 版（令和 7 年 3 月）

<https://www.env.go.jp/content/000298668.pdf>